

参議院内閣委員会会議録 第二号

第四十三回

昭和三十八年二月七日(木曜日)
午前十時五十二分開会委員の異動
十二月二十四日

辞任

中村 順造君

北村 嘉君

田上 松衛君

田畑 金光君

補欠選任

松本治一郎君

阿具根 登君

田畑 金光君

補欠選任

正市君

千葉 信君

中村 順造君

鬼木 勝利君

浅井 亨君

下村 定君

鶴園 哲夫君

山本伊三郎君

大谷藤之助君

源田 實君

小柳 牧衛君

野知 浩之君

松本治一郎君

浅井 幸君

田畑 金光君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

事務局側

政府委員

常任委員

伊藤 清君

説明員
防衛庁防衛 久保 卓也君
局第一課長防衛庁防衛 久保 卓也君
局第一課長同二十四日には新潟県知事から、同二
十五日には福井県知事から、それぞれ
災害派遣の要請を受けました。直ちに
防衛庁におきましては検討をいたしま
した結果、現地の雪害がきわめて重大
な状態にあると認定をいたしましたの
で、直ちに自衛隊の災害派遣を決意い
たしました。ただいまのところ、二月
六日正午現在でございますが、陸上自
衛隊の中部及び東部方面隊から、福井
県に対しましては、人員で約三千百
名、施設車両三十八両派遣をいたして
います。また、石川県に対しましては、
人員が約千七百五十人、施設車両三十二両を派遣
いたしております。また、富山県に対
しましては、人員が二千三百人、施設
車両が三十四両でござります。新潟県
に対しましては、人員が五千二百人、
施設車両六十両をそれぞれ派遣をいたしてお
る次第でございます。また、福井、石川、富山県の三県に對しまし
ては、雪上車が十両、ヘリコプターが
八機、配置をいたしております。新潟
県に対しましては、雪上車が十六両で
ヘリコプターが七機、配置をいたして
おります。なお、その上に、海と空のほうにお
きましては、海上自衛隊は舞鶴の護衛
艦三隻と駆逐艇が二隻、掃海艇が一
隻、また、八戸所在の航空機が十機、
これを待機させて直ちに出動ができる
ようになつております。航空自衛隊
につきましては、太根津及び美保基地
にござります輸送機二十五機を待機さ
せておりまして、そのうち十五機は即
時発進が可能にいたしてございます。部隊派遣の状況はそのとおりでござ
います。しかし、現地におきまする除雪作業
の状況を御報告いたしますと、まず第一に、国鉄幹線の除雪作業を主目的と
いたしましたが、現地の民間の皆さんには御
迷惑をかけないことを本義といたしてお
りますので、宿舎などは学校とか公
民館、また列車の中で寝起きをいた
しましたり、なるべく一般民家はこれ
を利用しないというようにいたしてお
るわけでございます。作業でございま
すが、作業のほうも、自衛隊の作業能
力と民間の方々の作業とは、能力に
おきましても、また、その規律におき
まして、いささか相違がございま
すので、自衛隊は自衛隊として独自
の指揮によります作業をいたしており
ますので、特に民間の皆さんと同一場
所で共同作業をするというようなこと
はいたさずにおるわけでございます。概況でございますが、御報告いたし
ます。○委員長(村山道雄君) これより内閣
委員会を開会いたします。委員の異動について報告いたしま
す。
去る一月二十二日阿具根登君及び横
川正市君が委員を辞任され、その補欠
として千葉信君及び中村順造君が委員
に選任されました。また本日鬼木勝
利君が辞任され、その補欠として浅井
亨君が委員に選任されました。○委員長(村山道雄君) それでは國の
防衛に関する調査を議題といたしま
す。○委員長(村山道雄君) それでは國の
防衛

具体的なお尋ねを申し上げたいと思います。

第一は、地方官憲から出動の要請がありましたが、それと実際の出動命令実行との関係はどういうふうになりましたか。円滑にいったなと思っておりますが、それらの点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(生田宏一君) その問題でございますが、これはわれわれ防衛省の者から考へてみると、今度の災害の地域は新潟、富山、石川、福井などございますが、特に降雪の多くございましたのは福井県でございました。その福井県は、例年の状態によりますと、この四県のうち比較的雪の浅い地方でござります。雪に対する心がましませんが、申しますか、これが新潟県などに比べて、さうか、何と申しますか、不十分であったというようなきらいがありまして、そこで、福井県などは一番あとから出動の要請をされて参りました。また、雪が降りまして、出動を要請して参りますまでには、かなりの日数もたつてありますもので、ともかく雪が降りました初期における判断が少しく緩慢でございまして、自衛隊が出動いたしましたときには、もはや手のつけられぬほどの大雪を見ておったような状況でございました。その点、作業が困難になってしまった面もござります。大体そのようなことでござります。

○政府委員(生田宏君)　自衛隊が現地に出動いたしまして作業を開始いたしました以来は、もちろん国鉄側におきましても、多大な感謝と、また、国鉄としてのできる限りの御便宜をはかつていただきたというような状態でござります。また、自衛隊の諸君がみずから災害出動という自衛隊本来の任務に当たつておるわけでござりまするから、單なる国鉄のあるいは民間の皆さんのお手伝いをするというのではないで、土気も旺盛でござりますし、また、作業能力も一段とすぐれております。しかし、その点は、現地の皆さんから非常に感謝を受けたような次第でござります。また、自衛隊の諸君も満足してこの難作業に従事いたしておるわけですがございまして、その点は非常に円滑でございましておると考えておる次第でござります。

十分でございました。でござりますが、
ら、なおその上に五十円の臨時の増加
をいたしまして、大体二百二十七円でござ
りますが、しかし、主食でございま
す米などにつきましては、時として不
足がちでございましたし、あるいは
は、もみのようなものを受けたそれを
精白しまして、やつと食事に間に合わ
ずような、そういうような救急の事態
もありました次第でござります。一
番、隊員の訴えておりますのは、食事
の分量が少ないので力が出ないとと言つ
てだいぶ訴えておったようでございま
す。この点は、今後の給与に対する検討
をある程度はしなければならないので
はないかと、こういう考えを持ってお
ります。これは、今度の経験によつて
そういう考え方があつておるわけでござ
ります。

○下村定君 その問題は、これはふだんの自衛隊の演習、そのほか短期の行動ともからみますから、ぜひ何かの考慮があつてかかるべきだと思います。

次に、ただいま出動しております人員、部隊の配置等は承りましたが、今後の増加出動を顧慮されまして、どういう準備態勢がおありでありますか伺います。

○政府委員(生田宏一君) お答えいたしましたが、対策本部のほうから、本部長の河野建設大臣から、自衛隊の増員を五千名要求されて参りました。それで一昨日からございますが、「二千名はその要請に応じてすでに出動をいたしましたわけでございます。それからあとで現地の状態をよく見まして、そして逐次必要なものは増員をする考え方でございます。しかしながら、中部方面隊と東部方面隊の出動可能の人員といふものは、おむね限度がござります。その上に一万も二万も出せということはむずかしかろうと思ひます。北海道とか九州とかの部隊はござりますけれども、そこまでやるべきものかどうかということも一応考慮いたしてみますと、やはり中部方面隊あるいは東部方面隊でこれをまかなうのが至当でないかと考えております。東北の部隊だけは、まだ出動の余地がございます。それで、五千名ぐらいでございましたならば、これは直ちにでも出動することができる用意がござります。

それから、石川県と富山県のほうが大体よくなりましたので、重点は福井県でござりますから、福井県のほうへ千六百人ほど昨日すでに移動が終わつ

たようでございまして、これは重點的に置きました。それからなお、京都とか、兵庫とか、そういう方面に、部分的には、やはり北陸とあるいは新潟地区と同じような状態になつたところがござります。これはやはり自衛隊を出動して作業しなければならないのではないかというので、準備をいたしておる次第でござります。

○下村定君 海上自衛隊、航空自衛隊につきましては、先ほどちょっとお話をございましたが、できましたら、もう少し具体的にそこのところを御説明いただきたいと思います。

○政府委員(生田宏一君) 海上自衛隊につきましては、まだ具体的に御報告をすべき状態ではございません。

それから、航空自衛隊につきましては、私よりも防衛第一課長がよく知つておりますので、防衛第一課長から御報告をさせることにいたします。

○説明員(久保卓也君) 海上の艦艇につきましては、先ほど申し上げましたように、舞鶴に護衛艦三隻、駆逐艦二隻、掃海艇一隻が待機しております。これの輸送能力が大体百トンでござります。ただ、待機させておりますことは、ずっと以前から各方面に御連絡しておりますが、船によるところの物資補給という要請がまだ参つております。したがいまして、私どもは待機させておるだけで、これは三時間の用意をもつて出発が可能のようになつております。

それから、航空機でございますが、先ほど政務次官から申し上げましたように、輸送機二十五機――十五機はす

器材の鉄道輸送費を防衛庁のほうからお払いになつておるということを聞いています。これは、ちょっとと常識からいいまして、こういう場合にはどうかと思ひますが、どういうふうになつておるか、実情をお伺いします。

○政府委員(生田宏一君) 部隊、器材の輸送費につきましては、本来は支払うべき筋合いになつておりますので、事後払いといふことで手続は一応いたしました次第でございますが、しかし、国鉄当局と防衛庁の間で、今回の場合はぜひ無料にすべきじゃないかといふことの交渉をいたしておりまして、多分そのように了解がつくよう状態でございます。

○下村定君 これで大体私のお伺いしたいことは終わつたのでござりますが、実は私関東大震災のときに、部隊を使つほうの役をやつつおりました。あのときも当時の軍隊が出動しまして、たとえば永代橋、吾妻橋の電車橋、それから東海道相模川の陸橋、ああいうものをやりまして、いろいろな面から非常に感謝をされたんだございまます。が、引き揚げのときが相当めんどうでございました。地方側から見れば、一日も長くやってもらいたい。まあ部隊としましても、人情上できるだけのことはやつてあげたいということになるんですが、けれども一方、本来の訓練ということもございまして、その辺の折衝が非常にむずかしくて困つたことを今まで記憶しております。こういうことを申し上げるのは、はなはだ僭越でございますけれども、この引き揚げの時期、方法ということは、よほどこれはデリケートな問題だと思ひます。この点は老婆心ながら申し上

くお願いいたします。
○政府委員(生田宏一君) その点につきましては、すでに戦われ防衛局側判断いたしまして、部隊引き揚げの適切なる時期、措置を誤らないよういたしたいといふので、深甚の注意を払つておる次第でござります。
この際、現地のこととて、私がまだ申し落としていたことを二、三申し上げますと、雪解けの時期が参りましたようございますが、そうしますと、福井県などは全地域にわたつて雪なだれの発生するおそれがあるようございまます。これはヘリコプターなり飛行機なりで偵察をいたしておりますが、福井県は全地域雪なだれのおそれがござります。それから、富山県は山のすそ野付近にわたつて全地域、やはり雪なだれのおそれがあるようござります。それから、新潟県は二百七十七カ所といふ、そういう大きな数字が出ておるようございまして、あるいは除雪作業が終りましても、融雪期が参りますといふ、どのような事態が次々と起ころつくるかは予測しがたい状態でござりますので、そういう状態も考えてみまして、自衛隊の引き揚げがいつになるか、いつころにいたすべきか、あるいはどの程度の作業が終わつたならば、そういう問題は民間あるいは府県等にまかして引き揚げてくるべきものであるか、それらの判断をあやまたないよういたして參りたいと思つておるわけでござります。

この際でござりますが、防衛厅として非常に心配をいたしておりましたことは、現地における部隊の隊員の装備でございますが、これは北海道、東北などと違つて、防寒の装備がいささか不十分でございまして、それで作業をやつておるのでございますから、凍傷あるいはかぜを引く、下痢を起すということが起きはしないかと心配をいたしております。表面に現われた数字はほんのわずかでございますけれども、しかし、実際は軽度の凍傷を起しまして、あるいはかぜを引いて微熱がありまして、それを隠して出動をして作業をするというような状態でござりますので、実際に医者にかけて調べてみましたがならば、相当の傷病者も出でるのではないか、こう推定されておるわけでございますが、本人はそれを隠して作業に出てきたいというような状態でござりますから、あるいは雪解けがありまして伝染病が発生しますと、意外に患者が出るのじやないかということを心配しておるわけですが、も弛緩をして参る、緊張が解けて参りますと、そこで患者が出るのじやないかと、自衛隊の寒さあるいは雪に対する災害出動を考慮に入れて、今後はいろいろの点で検討を加えて改善をしなければならぬ、こういうことがござります。それを一つ、これはわれわれの心配をしておるといふことで、この機会に御報告をさせていただきます。

非常な活動で、地元住民も心から感謝しておつたのであります。この際、一言お願ひしておきたいことは、先ほどお話しのありましたとおり、自衛隊はその任務としてその部署についておつて活動しておるのであります。非常にけつこうなことです。
しかし、私が新潟県において十二師団長のお話を承りますといふと、自衛隊は普通の人夫その他に比べて四倍ないし五倍の能率を持つておる。現に非常な能率を上げておるようであります。
しかし、他との関連で考えてみます。というと、自衛隊はその職務としてそれを遂行しておりますので、他と共に同作業はしておりますまいが、しかし、関連的にやらないといふと、自然その能率も十分に効果を發揮しないのじやないかと思われるのです。
これは主として地方の団体に望むことなんですかれども、自衛隊におきましても、それほどの能率を持つておるのでありますから、将来恒久対策を立てる資料として、自衛隊の能率を十分に雪害の関係のこととに報告されるなり、また、その状況をつぶさに報告するなりいたしまして、そうして、地元住民が、あるいは地元の団体が、それに即応して自衛隊の能率をますます發揮するようになります。自衛隊が非常に活動しておりまして、その後方の連絡等が十分でなければ、その能率が非常に減殺されるおそれがあると思うのであります。でありますから、ただいまも将来のことに対する十分に研究されること、非常にけつこうですがその際、今のような能率の状況を十分に

災害本部あるいは災害の研究の所はお知らせいただきたいと思うんです。

置いておるよくなわけぢうかこせすが
ひ、そうちへおひづれがしてお緊密に

れて、そうして協力されたということは非常にりっぱなんでございますが、

が、隣室に約二十名ほどの自衛隊の士官がおいでになつて、午後の七時ごろと

で増額をいたしている次第でございま
す。

それから今、自衛隊の装備その他についてもお話ししあつたんですが、そのことも承つて参つたのであります。それも研究する必要ありますようが、また編成等においても、これはいろいろな関係がありますから、そう簡単に参りますまいが、雪の降る地方の出身の、非常に雪に経験を持つておる人が

こういう点につきましても十分に考慮いたしまして、いきたいと思っております。

ういいうようなことも考慮して、編成等においてもまた能率を上げるよう、單にその裝備なりあるいはその他の関係ばかりでなく、お考えを願うよろしくしていただきたい。現地の状況を見た立場から、敬意を表すると同時に、今の能率を十分に發揮するために、他の部隊との関係を十分御考慮していただきたい。他の部隊もこれに即応して能率を上げるようにお取り計らいをいたただきたい。

きたいと、いろいろ希望を述べておくれ次第であります。

私は思つておりましたけれども、そういう点は特に考えておられることがあります。なお、これにつきまして、小さなことといえば小さなことでござりますが、あれほど自衛隊の方々が真剣に働きながら、ちょっとしたことによりまして非常な損をする場合があるやに思うのでござります。それはどういふことが申しますと、ちょうどあの雪が降ります最中に、第十二師団のほうから長岡のほうに演習を行つていたそうでございます。それがちょうど間に合つたと言うとおかしいのですが、そういうようなわけで、早速手を打た

○浅井亨君 先ほどもそういうふうにお聞きしたのですが、一般家庭は使用されない、また宿屋のほうもそちらだと思うのですが、もちろん最初のことでもありますし、いろいろな、小さな問題だといえばそれまででございますけれども、先ほど申しましたようなことがあります。実はその宿屋には老人と子供がいる、また体の弱い人を收容しておつたそうです。ところ

○山本伊三郎君 ちよつと一、三、五、七
算関係ですけれども、お聞きしたいいろいろ
ですが、災害出動のために特別予算を
編成をされていないんですね。そういう
う災害時ににおける予算の関係はどうし
うふうになつていますか。

○政府委員(生田宏一君) 装備とか、
それから作業に要する道具とか、そら
いふものは自衛隊が持つてゐるわけだ
ございますが、しかし、災害出動いた
しました場合に、加給食として五十円
これに加えて、なおかつそれで不足な
場合もござりますので、今回の場合は
その上また五十円、百円ほど食糧関係

○山本伊三郎君 それはわかっている
んですね。演習に要する費用、それ
らぬ。その点どう考へられますか。
○政府委員(生田宏一君) 自衛隊に
は、演習いたしましたり、そういうよ
うな関係の予算もございます。そい
うものを当然引き当てるわけござい
ますが、不足分を生じましたときには、別途予備費から支出をお願いする
というのが從来の建前になつておりま
す。

○山本伊三郎君 ちょっとと一、二、三、予算關係ですけれども、お聞きしたいんです。
ですが、災害出動のために特別予算を編成をされていないんですね。そういうふうになつて、いますか。

○政府委員(生田宏一君) 装備とか、それから作業に要する道具とか、そういうものは自衛隊が持つているわけですが、ございますが、しかし、災害出動いたしました場合に、加給食として五十円、それに加えて、なおかつそれで不足な場合もございますので、今回の場合はその上また五十円、百円ほど食糧関係で

るが大きな雪害ですから、相当自衛隊としてもこれにはある程度予算関係、財源関係といふものを考えなくちゃならない。その点どう考えられますか。

○政府委員(生田宏一君) 自衛隊には、演習いたしましたり、そういうような関係の予算もござります。そういうものを当然引き当てるわけでございますが、不足分を生じましたときは、別途予備費から支出をお願いするというのが従来の建前になつております。

○山本伊三郎君 それはわかっているんですね。演習に要する費用、それ

は持つてているわけであります。先ほ
ど申しましたように、やはりそれは演
習用に組んであるやつですか。それ
らをそこへ使つてしまえば、あと演習
はできないということになつてしま
うので、特に雪害に要する費用と、い
うものは見なくていいかどうか、こ
れらのことを私は尋ねて いるんです。
O 政府委員(生田宏一君) 当然災害出
動といふのは毎年やるわけでございま
す。それで手持ちの予算の中で流用し
て、それで十分な場合もございます
し、また、不足の場合には別途予備費
を請求いたしまして支出をしていただ
く、こういうことになつて いるわけで
ござります。

○政府委員　たしまして、認識します。出動要請する出動要請が、べきものでござるわけでござる。うな状態で、せんときには、ものが引き場合もありますといふと雪なだれになります。しかかもあらかじめになります。しかしながらが引き揚げたががございました。して出て参るでございまして、気象厅の観察といふことを尋ねて、総合的に聞かうすでに雪がござつたが、やがて象が起こる、出ておるのを観察するようない。自衛隊が引き揚げたがございました。しかしもあらかじめ、ういうことですが、やがて象が起こる、見ておるようない。

ものを事前に発見できるような方法もあるいはあるのではないかと思ふのですが、そういうときに協力の態勢がとれるかどうかということを実は聞かたい、この点はどうですか。

○政府委員(生田宏一君) 雪なだれが起きるであろうか、どうであろうかということは、これは自衛隊としましては、ヘリコプターとかあるいは飛行機などによつて空中から偵察をして、そうして亀裂が生じておるとか、生じていないとか、こういうような判断はできるわけござります。しかし、気象庁が分担いたしております学問的な雪なだれとか、そういうものにつきましては、これは全然自衛隊としてはそういう訓練とかあるいは研究とかいうことはいたしておりませんわけござります。やはり協力にも限界があろうことと考えております。

○山本伊三郎君 それじゃ、そういうケースがあるとか、空中偵察、そういうことはすでにやつて関係方面には情報をお伝えおるのですね。

○政府委員(生田宏一君) ある程度そのようになつておると存じます。

○山本伊三郎君 それで、私はできれば、これはそういうことが効果があるかどうか私は知らないのですが、気象局長官とか、あるいはその関係筋に聞いてみたいと思っておるのですが、きょうは見えておらないようですが、もし適切な空中偵察ですね、そういうものが発見できるということがあれば、これは自衛隊機ですから、どういふ使用をされておるか私はわかりませんが、そういう専門家に利用さといふことも、この際ですから必要でなかろうかと思うのですが、その際には、

やはり自衛隊としてはそういうことを許せるかどうか。
○政府委員(生田宏一君) それは国鉄、気象庁なりがそのような偵察、調査をしたいから自衛隊機を貸してくれないかという要請がありましたならば、自衛隊の事情の許す限りこれに協力することはやぶさかでない、このように考えております。
○委員長(村山道雄君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(村山道雄君) 速記をつけ
て。
他に御質疑ありませんか。——他に御発言なれば、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。
本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十六分散会

三号)(第一一九号)(第一二〇号)
(第一一二一號)(第一一二二號)(第一
二五號)(第一一六八號)(第一一六九
號)(第一一七五號)

一、共済組合新法關係年金受給者の
待遇に関する請願(第一一〇号)(第
八〇号)(第一一六号)(第一一七〇
号)(第一一七一號)

一、元瀋州國官吏等の恩給に関する
請願(第一一一号)(第一一二六號)(第
一七二號)(第一一七四號)

一、公務員の賃金に関する請願(第
三八号)(第四一号)(第六六号)(第
一〇〇号)(第一一二四號)

一、公共企業体職員等共済組合法
の一部改正に関する請願(第六三
号)

一、文部省に産業技術教育局設置に
関する請願(第六四号)(第一一二
号)

一、元満州電信電話株式会社職員の
在職期間を恩給法等の期間に通算
するの請願(第六五号)(第八一号)
(第一一五号)(第一一七三號)

一、傷病者の増加恩給等是正に関する
請願(第一一三号)(第一一四号)
(第一一二七號)

一、國家公務員に対する寒冷地手
当、石灰手当及び薪炭手当の支給
に関する法律第二条第一項改正に
関する請願(第一一二八号)(第一一
九号)(第一一三〇号)(第一一三一號)
(第一一三二号)(第一一三三號)(第一
三四号)(第一一三五號)(第一一三六
号)(第一一三七號)(第一一三八號)(第
一三九號)(第一一四〇號)(第一一四一
号)(第一一四二號)(第一一四三號)(第
一四四号)(第一一四五號)(第一一四六
号)(第一一四七號)

第一号 昭和三十七年十一月二十四日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町三ノ内 柿沢修輔
一一埼玉県軍恩連盟

紹介議員 小林英三君
内 柿沢修輔

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三号 昭和三十七年十二月二十四日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 新潟県柏崎市常盤町新連合支部内 渡辺正敏
外千四百六十三名

紹介議員 小柳牧衛君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四号 昭和三十七年十一月二十四日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 山形県村山市大字湯野沢二二石川善夫外四百二十四名

紹介議員 村山道雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五号 昭和三十七年十一月二十四日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(七通)

請願者 宮城県仙台市原町小田原井戸沢二七八宮城県軍恩連盟小松島支部内 及川賢三郎外九千四十七名

紹介議員 青柳秀夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六号 昭和三十七年十二月二十四日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十五通)

請願者 新潟県柏崎市常盤町新連合支部内 渡辺正敏
外千四百六十三名

紹介議員 小柳牧衛君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七号 昭和三十七年十二月二十四日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 山形県村山市大字湯野沢二二石川善夫外四百二十四名

紹介議員 村山道雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八号 昭和三十七年十一月二十四日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市原町小田原井戸沢二七八宮城県軍恩連盟小松島支部内 及川賢三郎外九千四十七名

紹介議員 青柳秀夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願

請願者 奈良市高畠闇井町五六三堀之内新藏外九千四百二十七名

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十五通)

請願者 愛知県豊橋市石巻本町字市場七九ノ四酒井義次外一万二千六百三

紹介議員 杉浦武雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市新原町三、〇七六茨城県軍恩連合支部内佐藤文蔵外三千五百二十五名

紹介議員 郡祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十四通)

請願者 福井市御本丸町一福井外十一万四千百七十一

紹介議員 高橋衛君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願

請願者 福井市御本丸町一福井外一百二十五名

紹介議員 郡祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第十日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十四通)

請願者 福井市御本丸町一福井外二万三千九百七十五名

紹介議員 高橋衛君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第十一日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十四通)

請願者 福井市御本丸町一福井外二万三千九百七十五名

紹介議員 高橋衛君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 館哲二君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願

請願者 福井市御本丸町一小松豊外三万三千五百四十二名

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十四通)

請願者 岡山県苫田郡加茂町大字知和八五九鈴木猛夫外二万三千九百七十五名

紹介議員 加藤武徳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十四通)

請願者 岡山県苫田郡加茂町大字知和八五九鈴木猛夫外二万三千九百七十五名

紹介議員 加藤武徳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十四通)

請願者 岡山県苫田郡加茂町大字知和八五九鈴木猛夫外二万三千九百七十五名

紹介議員 加藤武徳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第十日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十四通)

請願者 岡山県苫田郡加茂町大字知和八五九鈴木猛夫外二万三千九百七十五名

紹介議員 加藤武徳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第十一日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十四通)

請願者 岡山県苫田郡加茂町大字知和八五九鈴木猛夫外二万三千九百七十五名

紹介議員 加藤武徳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第十二日 受理 軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(二十四通)

請願者 岡山県苫田郡加茂町大字知和八五九鈴木猛夫外二万三千九百七十五名

紹介議員 加藤武徳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 横木県宇都宮市和尚塚

町一ノ三七 梅沢繁外

七千八十五名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一六九号 昭和三十八年一月七日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 滋賀県八日市市市辺町

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七五号 昭和三十八年一月九日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(八通)

請願者 滋賀県高島郡今津町梅

外二千七百八十六名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一〇号 昭和三十七年十二月二十日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 原五八三 石田吉次郎

外二千七百八十六名

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一一六号 昭和三十七年十二月二十一日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 長野市中御所二二八

東福寺貞助外三百九十

三名 小山邦太郎君

紹介議員 小山邦太郎君

第四十回国会において、旧法による共済組合年金受給者は、恩給受給者と同様、昭和二十八年十二月以前の退職者を主体として、その後の者も含み、一万五千円ベースから二万円ベースへの増額が行なわれ、また、恩給法の適用をうけている者は昭和三十四年九月までの者がその措置に沿ることができた。しかしに公共企業体職員等共済組合関係では、昭和三十一年六月までの者、国家公務員共済組合法関係では、昭和三十三年十二月までの者だけが対象となり、その後の退職者の中に一部該当者があるにもかかわらず見送りとなつており、全く異つた待遇を受けていることは遺憾であるから、現に取り残されている新法関係受給者に対し、すみやかに公平妥当の措置を実施せられたとの請願。

第一六九号 昭和三十八年一月七日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 滋賀県八日市市市辺町

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七五号 昭和三十八年一月九日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(八通)

請願者 滋賀県高島郡今津町梅

外二千七百八十六名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一〇号 昭和三十七年十二月二十日

六日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 茨城県古河市八幡町

七、〇七六 小堀卯平

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一一七号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願(十一通)

請願者 栃木県那須郡西那須野

町大字三島一四国鉄○

B同志会那須北支部

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七〇号 昭和三十八年一月七日

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

請願者 川町一ノ三 佐藤哲郎

外二百九十九名

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

請願者 茨城県日立市助川町迫

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七一号 昭和三十八年一月九日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(八通)

請願者 滋賀県八日市市市辺町

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七二号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 元満州國等の恩給に関する請願

三郎

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七三号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 茨城県水戸市棚町一国

元満州國等の恩給に関する請願

三郎

紹介議員 小林英三君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 甲ノ四五 中西庄吉

そのため、著しい不均衡を招来しているから、(一)日満又は満のみのケースで公務死した者の遺族に扶助料を支給されること、(二)終戦後ソ連に進行抑留された期間を在職年数に通算すること、(三)終戦時(一〇・八・八)まで在職した者に限り通算するという規制を撤廃すること、(四)日満ケースで普通恩給権を得て渡満した者にも実在職年数は通算すること、(五)日満ケースの通算に当り「外國政府職員となるため公務員を退職し」の条件を撤廃するが運用に当り緩和方法を講ずること、(六)満日ケースの通算に当り在職年数を十七年で打切る規定を撤廃し、実在年数は丸まる通算すること、(七)日満ケースの退職時の仮定俸給の定め方を改正すること、(八)満州國協和会職員を満州國官吏と同等に待遇すること、(九)満州開拓指導員に恩給法を適用することと等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七〇号 昭和三十八年一月七日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(八通)

請願者 川町一ノ三 佐藤哲郎

外二百九十九名

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

請願者 茨城県日立市助川町迫

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七一号 昭和三十八年一月九日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(八通)

請願者 滋賀県八日市市市辺町

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七二号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 元満州國等の恩給に関する請願

三郎

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七三号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 甲ノ四五 中西庄吉

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年一月八日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(八通)

請願者 川町一ノ三 佐藤哲郎

外二百九十九名

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

請願者 茨城県日立市助川町迫

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七二号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 滋賀県八日市市市辺町

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七三号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 元満州國等の恩給に関する請願

三郎

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 甲ノ四五 中西庄吉

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年一月八日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(八通)

請願者 川町一ノ三 佐藤哲郎

外二百九十九名

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

請願者 茨城県日立市助川町迫

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七二号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 滋賀県八日市市市辺町

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七三号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 元満州國等の恩給に関する請願

三郎

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 甲ノ四五 中西庄吉

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年一月八日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(八通)

請願者 川町一ノ三 佐藤哲郎

外二百九十九名

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

請願者 茨城県日立市助川町迫

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七二号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 滋賀県八日市市市辺町

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七三号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 元満州國等の恩給に関する請願

三郎

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年一月九日

四日受理

共済組合新法関係年金受給者の待遇に関する請願

請願者 甲ノ四五 中西庄吉

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年一月八日

受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(八通)

請願者 川町一ノ三 佐藤哲郎

外二百九十九名

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

請願者 茨城県日立市助川町迫

六六八 北条宗吉外三

百五十一名

紹介議員 西川甚五郎君

<div data-bbox="538

第四一号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

公務員の賃金に関する請願
請願者 高知県丸龜市田村村勇
喜外二十名

紹介議員 二宮 文造君
一、七六六 庭村三勇

この請願の趣旨は、第三八号と同じで
ある。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

公務員の賃金に関する請願
請願者 栃木県足利市千才町
六 湯沢孝一郎外三百九十六名

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第三八号と同じで
ある。

第一〇〇号 昭和三十七年十二月二十
六名

公務員の賃金に関する請願
請願者 香川県三豊郡大野原町
二、八一八 守谷博外

この請願の趣旨は、第三八号と同じで
ある。

第十二四号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

文部省に産業技術教育局設置に関する
請願

第六四号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

元満州電信電話株式会社職員の在職期
間を恩給法等の期間に通算するの請願
(五十一通)

請願者 山口県萩市江向四七五
校内 高橋正徳

この請願の趣旨は、第六四号と同じで
ある。

第六五号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

元満州電信電話株式会社職員の在職期
間を恩給法等の期間に通算するの請願
(三十三通)

請願者 兵庫県尼崎市東武庫字
住吉二八四 山本忠雄
外二十九名

この請願の趣旨は、第六五号と同じで
ある。

第六三号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

この請願の趣旨は、第三八号と同じで
ある。

第六六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

科学技術教育、産業教育の面的振興
をはかるには、各種の対策を講ずる必
要があるが、基本的な要件の一つとし
て、この教育に関する行政機構を改革
整備して、一貫して国家方針に基づ
き、総合的な施策を計画実施すること

公共企業体職員等共済組合法の一部改
正に関する請願
紹介議員 相澤 重明君
一三、須藤勇治郎

公務員体職員等共済組合法、関係規
程等について、(一)通算実期間(旧令
共済組合員期間)の公企体実期間とを
含めた年金計算算定方式を、国鉄組合
期間は二十年までの実績期間について
一年につき百分の二の割合によるもの
とすること、(二)第二十五条のうち遺
族の対象者が本人の収入より増収にか
かわらず年金又は死亡賃退一時金を支
給されるようになること、(三)実期間
通算措置により功績章授与年数に旧令
期間年数を加算すること、(四)永年勤
続国鉄乗車証交付年数については旧令
期間年数を加算すること、(五)技能労
務加算年数に旧令期間年数も加算する
こと等の措置をすみやかに講ずることと
もに、給与の点について、昭和二十二、
三年頃の給与前歴、職歴(官民を問わ
ず)加味の場合、官公署勤務者は除
外されているから、これを是正するよ
う特別の配慮をせらるたいとの請願。

紹介議員 喜外二十名

この請願の趣旨は、第三八号と同じで
ある。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

元満州電信電話株式会社職員の在職期
間を恩給法等の期間に通算するの請願
(百七十七通)

請願者 熊本県玉名郡菊水町長
小田 末永改蔵外百十

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

元満州電信電話株式会社職員の在職期
間を恩給法等の期間に通算するの請願
(百七十七通)

請願者 千葉市幕張町四ノ八
中野 文門君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 神戸市生田区中山手通
二ノ一三 藤井八郎

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 千葉市幕張町四ノ八
中野 文門君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 神戸市生田区中山手通
二ノ一三 藤井八郎

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 神戸市生田区中山手通
二ノ一三 藤井八郎

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 神戸市生田区中山手通
二ノ一三 藤井八郎

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 神戸市生田区中山手通
二ノ一三 藤井八郎

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

第六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 神戸市生田区中山手通
二ノ一三 藤井八郎

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

がきわめて緊要である。本年度から中
堅技術者養成の高等専門学校が発足
し、産業技術に関する教育の領域にい
つそう拡大されたので、この面からも
産業技術教育行政の一本化が要請され
るのであるが、遺憾ながら文部省の現
在の機関では万全な国家的計画指導は
行なわれ難いと考えられるから、文部
省設置法を改正して、産業技術教育局
を新設し、高等専門学校、高等学校、
中学校及び各種学校等における科学技
術教育、産業教育に関する一元的な教
育行政を行なうよう措置せられたいと
の請願。

第八一号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

元満州電信電話株式会社職員の在職期
間を恩給法等の期間に通算するの請願
(二十通)

請願者 広島市江波沖町市営住
宅は組一号 梶村徳教

人三重県傷痍軍人会代
表 松村黄次郎

元満州電信電話株式会社職員の在職期
間を恩給法等の期間に通算するの請願
(二十一通)

紹介議員 井野 碩哉君

第十四回国会において傷病恩給の不均
衡の一部が是正されたが、この改正も
抜本的なものでなかつたため、閏差、
裁定基準、算出年額等に問題が残さ
れ、とくに家族加給は他の法律と比較
しても明らかなるように、まことに不均
衡であるから、(一)家族加給の年額を
一人四千八百円とし歎症者にも支給す
ること、(二)閏差を旧間差に復元する
とともに裁定基準を是正すること、
(三)傷病恩給年額については公務員給
与額と均衡を図ること等の措置を講ぜ
られたいとの請願。

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第六五号と同じで
ある。

紹介議員 鈴木 恒一君

この請願の趣旨は、第六五号と同じで
ある。

紹介議員 木島 義夫君

法の一部を改正する法律を前者にも
適用すること、(二)満州電々社員の在
職期間を満州國政府職員の在職期間と
共済組合法による組合員期間と通算す
ること等の実現を圖られたいとの請
願。

第一一三号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

請願者 三重県津市大字下部田
字徳田三二ノ一財團法
人三重県傷痍軍人会代
表 松村黄次郎

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 三重県津市大字下部田
字徳田三二ノ一財團法
人三重県傷痍軍人会代
表 松村黄次郎

第十七日受理

紹介議員 井野 碩哉君

第十四回国会において傷病恩給の不均
衡の一部が是正されたが、この改正も
抜本的なものでなかつたため、閏差、
裁定基準、算出年額等に問題が残さ
れ、とくに家族加給は他の法律と比較
しても明らかなるように、まことに不均
衡であるから、(一)家族加給の年額を
一人四千八百円とし歎症者にも支給す
ること、(二)閏差を旧間差に復元する
とともに裁定基準を是正すること、
(三)傷病恩給年額については公務員給
与額と均衡を図ること等の措置を講ぜ
られたいとの請願。

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第六五号と同じで
ある。

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第一二八号 昭和三十七年十二月二十八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形県最上郡真室川町

大字新町字上荒川全林

野勞働組合秋田地方本部

真室川營林署分会

内 田中弘次

紹介議員 北村 幌君

国家公務員に対する寒冷地手当、余りにも実情にそわないもので、最近の実情に合するよう、第二十八、第三十

一、第三十四回国会及び第三十八回国

会において、期間まで明示された附帯決議が衆参両院でそれぞれ議決された

にもかかわらず、人事院は、一向にこ

れが解決に積極性を示さず、今日におよんでいることは、まことに遺憾であるから、すみやかに国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の合計額の百分の二十五に相当する額の四月分を「」に改正する措置を講ぜられたいとの請願。

第一二九号 昭和三十七年十二月二十八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹願者 青森県西津軽郡深浦町

内 田中 一君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第一项改正に関する請願

請願者 新潟市北大山町 山本 常治

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

第一三〇号 昭和三十七年十二月二十八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県長浜市八幡中山

町滋賀県立長浜北高等

学校内 横田英男

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

第一三一号 昭和三十七年十二月二十八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 滋賀県大津市東浦一番

町滋賀県内滋賀県職員労働組合内 秦了俊

外一名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 滋賀県大津市東浦一番

町滋賀県内滋賀県職員労働組合内 秦了俊

外一名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市本宮字荒屋四

三上重蔵外一

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市本宮字荒屋四

三上重蔵外一

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

紹介議員 山本伊三郎君
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 長芥川良雄外一名
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 岩手県喜多方市議会議員
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 長芥川良雄外一名
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 占部秀男君
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 千葉千代世君
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 福井県吉田郡永平寺町志比五ノ七ノ二山口
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 千葉千代世君
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 吉田忠三郎君
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 鈴木強君
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 鈴木茂外一
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 佐藤武外一名
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

紹介議員 新潟県小千谷市長
十八日受理

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

別表第一 行政職俸給表
イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	87,300	64,100	44,100	30,800	22,700	17,600	14,600	10,300
2	90,500	67,300	46,500	32,900	24,600	19,100	15,600	10,700
3	93,700	70,500	48,900	35,000	26,500	20,700	16,600	11,100
4	96,900	73,700	51,400	36,700	28,400	22,100	17,600	11,600
5	100,100	76,900	53,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,100
6	103,300	80,100	56,400	40,900	32,200	25,800	20,600	12,800
7	106,500	83,300	59,000	41,700	34,100	27,500	22,100	13,700
8	109,700	86,400	61,600	43,400	35,600	29,200	23,600	14,600
9	112,900	89,500	64,200	45,200	37,100	30,900	25,100	15,500
10		91,900	66,700	47,000	38,400	32,300	26,500	16,400
11		93,800	68,700	48,800	39,500	33,500	27,600	17,300
12		95,300	70,700	50,600	40,400	34,300	28,700	18,300
13		96,800	72,500	52,400	41,300	35,100	29,800	19,300
14			74,000	54,200	42,000	35,800	30,500	20,300
15				55,800	42,700	36,500	31,100	20,900
16				57,300	43,400	37,200		21,400
17				58,600	44,100			21,900
18				59,700				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	24,000	17,700	14,800	10,600	8,600
2	25,500	18,800	15,800	11,200	9,000
3	27,100	19,900	16,800	11,800	9,400
4	28,700	21,300	17,700	12,500	9,900
5	30,300	22,700	18,600	13,200	10,500
6	31,800	24,000	19,600	14,000	11,100
7	33,300	25,300	20,700	14,800	11,700
8	34,600	26,600	21,800	15,600	12,300
9	35,900	27,900	22,900	16,500	13,000
10	37,100	29,100	23,800	17,400	13,700
11	38,000	30,200	24,700	18,100	14,400
12	38,900	31,300	25,500	18,700	15,000
13	39,800	32,200	26,300	19,300	15,600
14	40,700	33,100	27,000	19,900	16,100
15	41,500	34,000	27,700	20,600	16,600
16	42,300	34,600	28,400	21,300	17,100
17	43,100	35,100	29,100	22,000	17,600
18	43,800	35,800	29,700	22,700	18,100
19	44,500	36,100	30,200	23,300	18,600
20	45,200	36,600	30,600	24,000	19,100
21	45,900	37,100	31,000	24,600	19,700
22	46,500	37,600	31,400	25,200	20,400
23	47,100	38,100	31,800	25,800	21,100
24	47,700	38,600	32,200	26,300	21,800
25	48,200	39,100	32,600	26,800	22,500
26	48,700			27,200	23,100
27					23,700
28					24,200
29					24,700
30					25,100

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額						
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,700	16,600	11,400
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,600	12,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,600	13,000
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	13,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	14,600
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	15,500
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	16,400
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	17,300
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	18,300
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	19,600
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	20,900
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	21,600
14			57,300	44,800	38,200	32,700	22,200
15			58,600	45,500	38,900	33,300	22,800
16			59,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額						
1	53,900	44,100	35,000	22,800	16,600	13,600	12,200
2	56,400	46,500	36,700	24,600	17,700	14,600	12,600
3	59,000	48,900	38,400	26,500	19,200	15,600	13,000
4	61,600	51,400	40,000	28,400	20,800	16,600	13,600
5	64,200	53,900	41,700	30,300	22,500	17,700	14,600
6	66,700	56,400	43,400	32,200	24,200	19,200	15,600
7	68,700	58,500	45,200	34,300	25,900	20,700	16,600
8	70,700	60,100	47,000	36,000	27,600	22,300	17,700
9	72,500	61,700	48,800	37,700	29,300	23,900	19,200
10	74,000	63,000	50,600	39,400	31,000	25,500	20,700
11		64,300	52,400	41,000	32,600	27,100	22,300
12		65,600	54,200	42,300	34,000	28,700	23,900
13		66,900	55,800	43,200	35,300	30,300	25,500
14			57,300	44,100	36,300	32,000	27,100
15			58,600	44,800	37,300	33,400	28,700
16			59,700	45,500	38,300	34,500	30,300
17				46,200	39,300	35,500	31,600
18				46,900	40,300	36,400	32,800
19				47,600	41,100	37,200	33,700
20				48,300	41,900	38,000	34,600
21				49,000	42,600	38,800	35,300
22					43,300	39,500	36,000
23					44,000	40,200	36,700
24					44,700	40,900	37,400
25					45,400	41,600	38,000
26						42,300	38,600
27						43,000	39,200
28							39,800
29							40,400

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,700	16,600	11,700	9,500
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,600	12,300	10,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,800	10,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,600	13,600	11,100
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	14,400	11,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	15,400	12,300
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	16,400	12,800
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	17,400	13,300
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	18,700	14,200
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	20,100	15,200
11		64,300	52,400	42,800	35,900	30,600	21,500	16,200
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	22,900	17,200
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	24,200	18,400
14			57,300	44,800	38,200	32,800	25,500	19,600
15			58,600	45,500	38,900	33,500	26,500	20,700
16			59,700		39,600	34,200	27,400	21,700
17					40,300	34,800	28,300	22,600
18						35,400	29,000	23,500
19						36,000	29,700	24,300
20							30,300	25,100
21							30,900	25,900
22							31,500	26,500

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	47,400	35,500	26,000	18,200	12,300
2	50,000	38,100	28,300	19,500	12,700
3	52,600	40,700	30,600	20,800	13,400
4	55,200	43,300	32,900	22,100	14,300
5	57,800	45,400	35,100	23,900	15,600
6	60,400	47,300	37,300	25,700	16,900
7	63,000	49,100	39,500	27,500	18,200
8	65,500	50,900	41,700	29,300	19,300
9	68,000	52,700	43,300	31,100	20,400
10	70,500	54,500	44,500	32,900	21,500
11	72,600	56,300	45,700	34,400	22,900
12	74,200	57,900	46,700	35,800	24,300
13	75,700	59,200	47,700	37,100	25,600
14	77,000	60,500	48,600	38,000	26,800
15	78,300	61,600	49,500	38,800	28,000
16	79,600			39,600	29,200
17	80,900			40,400	30,200
18					31,200
19					32,100
20					32,700
21					33,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

号俸	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		25,700	18,800	12,900	10,300
2		27,600	19,900	14,800	10,800
3		29,500	21,100	15,800	11,300
4		31,400	22,300	16,800	11,900
5		33,200	24,000	17,800	12,500
6		34,900	25,700	18,800	13,100
7		36,500	27,400	19,900	13,900
8		38,100	29,100	21,000	14,700
9		39,100	30,700	22,100	15,500
10		40,100	32,300	23,500	16,400
11		41,100	33,700	24,900	17,400
12		42,100	35,000	26,200	18,400
13		43,100	36,300	27,500	19,400
14		44,100	37,100	28,400	20,400
15		45,100	37,800	29,400	21,400
16		46,000	38,500	30,400	22,300
17		46,900	39,200	31,400	23,200
18		47,800	39,800	32,400	24,100
19		48,700	40,400	33,100	24,900
20		49,600	41,000	33,700	25,700
21		50,400	41,600	34,300	26,500
22		51,200	42,200	34,900	27,300
23		52,000		35,500	28,100
24					23,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く。人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

号俸	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		87,300	43,700	31,400	25,900	16,300	12,100
2		90,500	46,400	33,800	28,200	17,500	12,800
3		93,700	49,100	36,300	30,500	18,700	13,800
4		96,900	51,800	38,900	32,700	20,100	14,800
5		100,100	54,500	41,600	34,900	21,800	15,900
6		103,300	57,100	43,700	37,100	23,500	17,000
7		106,500	59,700	45,700	39,300	25,300	18,300
8		109,700	62,300	47,700	41,100	27,200	19,900
9		112,900	64,900	49,600	42,800	29,100	21,600
10			67,500	51,500	44,400	31,000	23,300
11			70,100	53,400	46,000	32,800	25,000
12			72,700	55,300	47,600	34,600	26,800
13			75,400	57,200	49,200	36,400	28,600
14			78,100	59,100	50,800	37,600	30,200
15			80,800	61,000	52,400	38,700	31,800
16			83,000	62,800	54,000	39,800	33,300
17			85,100	64,500	55,600	40,900	34,300
18			87,200	66,100	57,200	42,000	35,300
19			89,200	67,500	58,700	43,100	36,300
20			91,200	68,900	60,100	44,100	37,200
21			93,100	70,100	61,400	45,100	38,100
22			95,000	71,300	62,700	46,000	38,900
23			96,800		63,900	46,900	39,700
24					65,000	47,800	40,500
25					66,000	48,700	41,300
26							42,000

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

四 教育職俸給表(二)

号	俸	職務の等級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		
		俸	給	月	額	俸	給	月	額	
1				円	36,900		円	16,300	円	11,100
2					38,600			17,300		11,600
3					40,300			18,300		12,100
4					42,100			19,400		12,800
5					43,900			21,000		13,600
6					45,700			22,600		14,500
7					47,700			24,300		15,500
8					49,700			26,100		16,600
9					51,700			28,000		17,700
10					53,700			29,900		18,900
11					55,800			31,800		20,500
12					57,900			33,700		22,100
13					60,000			35,500		23,800
14					62,000			36,900		25,400
15					64,000			38,300		27,000
16					66,000			39,700		28,600
17					68,000			41,200		30,200
18					69,700			42,700		31,700
19					71,300			44,100		33,200
20					72,700			45,800		34,100
21					74,100			47,500		34,900
22					75,400			49,200		35,700
23					76,600			50,900		36,500
24								52,800		37,100
25								54,700		37,700
26								56,500		38,300
27								58,300		38,900
28								59,600		39,500
29								60,900		
30								62,200		
31								63,400		
32								64,500		
33								65,600		

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 教育職俸給表(三)

号	俸	職務の等級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		
		俸	給	月	額	俸	給	月	額	
1				円	29,300		円	12,800	円	11,100
2					31,200			13,900		11,600
3					33,100			15,000		12,100
4					34,900			16,300		12,800
5					36,300			17,200		13,600
6					37,700			18,100		14,500
7					39,200			19,100		15,400
8					40,700			20,600		16,400
9					42,400			22,100		17,400
10					44,100			23,600		18,500
11					45,800			25,400		19,900
12					47,500			27,300		21,300
13					49,200			29,200		22,800
14					50,900			31,100		24,300
15					52,800			32,900		25,700
16					54,700			34,700		27,100
17					56,500			36,000		28,200
18					58,300			37,300		29,300
19					59,600			38,600		30,300
20					60,900			39,900		31,000
21					62,200			41,200		31,700
22					63,400			42,500		32,300
23					64,500			43,700		
24					65,600			44,900		
25					66,500			46,100		
26					67,400			47,300		
27								48,500		
28								49,600		
29								50,700		
30								51,800		
31								52,800		
32								53,800		
33								54,700		
34								55,500		
35								56,300		
36								57,100		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	70,000	36,300	25,900	17,300	12,800
2	72,600	38,900	28,200	18,300	13,900
3	75,300	41,600	30,500	19,400	15,100
4	78,000	43,700	32,700	21,000	16,300
5	80,700	45,900	34,900	22,600	17,300
6	82,900	48,100	37,100	24,300	18,300
7	85,000	50,300	39,300	26,100	19,400
8	87,200	52,400	41,600	28,000	21,000
9	89,200	54,500	43,700	29,900	22,600
10	91,200	57,100	45,700	31,800	24,300
11	93,100	59,700	47,700	33,700	26,100
12	95,000	62,300	49,600	35,500	27,700
13	96,900	64,900	51,500	36,900	29,300
14		67,500	53,400	38,300	30,900
15		70,100	55,300	39,700	32,500
16		72,700	57,200	41,200	34,100
17		75,400	59,100	42,700	35,100
18		78,100	61,000	44,100	36,100
19		80,800	62,800	45,800	37,000
20		83,000	64,500	47,500	37,900
21		84,800	66,100	49,200	38,800
22			67,500	50,900	39,700
23			68,900	52,800	40,600
24			70,100	54,700	41,500
25				56,500	42,400
26				58,300	43,300
27				59,600	
28				60,900	
29				62,200	
30				63,400	
31				64,500	
32				65,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	87,300	40,500	24,800	15,100	12,100	10,800
2	90,500	42,500	26,800	16,300	12,900	10,700
3	93,700	44,500	28,900	17,500	13,900	11,100
4	96,900	46,500	31,000	18,700	14,900	11,600
5	100,100	48,600	33,100	20,500	16,000	12,100
6	103,300	50,700	35,200	22,300	17,100	12,900
7	106,500	53,000	37,300	24,100	18,400	13,900
8	109,700	55,400	38,800	25,900	20,000	14,900
9	112,900	58,500	40,300	27,800	21,700	15,900
10		61,600	41,800	29,700	23,400	16,900
11		64,700	43,300	31,700	25,100	17,900
12		67,800	44,800	33,600	26,900	19,000
13		70,900	46,300	35,500	28,700	21,100
14		74,000	47,800	36,900	30,500	21,200
15		77,100	49,300	38,300	32,300	21,800
16		80,200	50,800	39,700	33,700	22,400
17		82,800	52,200	41,100	34,800	23,000
18		85,400	53,600	42,500	35,800	
19		87,300	55,000	43,900	36,800	
20		88,900	56,400	45,100	37,800	
21		90,400	57,600	46,300	38,700	
22		91,900	58,800	47,500	39,500	
23			60,000	48,500	40,300	
24			61,000	49,400	41,100	
25			62,000	50,300	41,800	
26				51,200	42,500	
27				52,000		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	87,300	58,600	41,600	31,400	18,700
2	90,500	61,100	43,900	33,800	20,100
3	93,700	63,600	46,400	36,300	21,800
4	96,900	66,100	48,900	38,900	23,500
5	100,100	68,600	51,400	41,600	25,900
6	103,300	71,100	53,800	43,700	28,200
7	106,500	73,700	56,200	45,700	30,500
8	109,700	76,300	58,600	47,700	32,700
9	112,900	78,900	61,000	49,600	34,900
10		81,500	63,400	51,500	37,100
11		83,500	65,800	53,400	39,300
12		85,500	68,200	55,300	41,100
13		87,200	70,000	57,200	42,800
14		88,900	71,700	58,700	44,400
15		90,400	73,200	60,200	46,000
16		91,900	74,700	61,600	47,600
17			76,100	63,000	49,200
18			77,500	64,300	50,600
19			78,800	65,500	52,000
20				66,600	53,300
21				67,700	54,500
22					55,500
23					56,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	47,900	34,500	20,900	14,600	12,100	10,700
2	50,600	36,500	22,800	15,600	12,800	11,100
3	53,300	38,500	24,700	16,600	13,700	11,600
4	56,000	40,400	26,600	17,600	14,600	12,100
5	58,700	42,300	28,500	19,100	15,600	12,800
6	61,400	44,200	30,400	20,600	16,600	13,700
7	64,000	46,100	32,300	22,100	17,600	14,600
8	66,000	47,900	34,200	23,800	18,900	15,500
9	68,000	49,700	35,700	25,500	20,300	16,200
10	69,600	51,500	37,200	27,300	21,700	16,800
11	71,200	53,200	38,600	29,100	23,100	17,400
12	72,700	54,600	39,800	30,700	24,600	18,000
13	74,000	55,900	40,800	32,100	26,100	18,500
14		57,000	42,000	33,200	27,400	
15		58,100	42,900	34,000	28,500	
16		59,200	43,800	34,800	29,500	
17			44,600	35,600	30,200	
18			45,400	36,400	30,800	
19				37,200	31,400	
20				38,000	32,000	
21				38,700		
22				39,400		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	27,900	20,500	13,900	11,100
2	29,900	22,200	14,800	11,700
3	31,900	24,100	15,700	12,400
4	33,900	26,000	16,600	13,100
5	35,500	27,800	17,600	13,900
6	37,000	29,600	18,900	14,700
7	38,400	31,400	20,300	15,600
8	39,800	33,100	21,700	16,500
9	41,200	34,500	23,100	17,400
10	42,500	35,600	24,500	18,500
11	43,800	36,700	25,700	19,600
12	45,100	37,500	26,800	20,600
13	46,400	38,300	27,900	21,400
14	47,600	39,000	28,800	22,200
15	48,800	39,700	29,400	22,900
16	49,700	40,400	30,000	23,400
17	50,600	41,100	30,600	23,900
18	51,500	41,800	31,200	
19	52,300	42,500		
20	53,100	43,100		
21	53,900	43,700		
22	54,700			
23	55,500			
24	56,300			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「附則第二十二

項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が一般地とされた地域に在勤するもの」

を「支給地域の区分が一般地とされた地域に在勤する職員」に改める。

附則第十七項から附則第二十項までを次のように改める。

17 前項に規定する職員以外の職員にも、昭和三十七年十月一日以後、当分の間、月額の暫定手

當を、人事院規則の定めるところにより支給する。

18 附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級の号俸又は俸給月額ことに、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第一号。以下「昭和三十八年改正法」という。)による改正前

の附則第十七項及び附則第十八

項を削る。

附則第二十三項中「施行日」を

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百五十号。附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行の日」に改め、同項を附則第二十一項とする。

19 昭和三十八年改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十条の規定による俸給の調整額を受ける職員につき

附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、昭和三

十八年改正法による改正前の附則第十九項の規定により暫定手

額を基準として人事院規則で定める額を、前項の規定による暫定手当の額に加算した額とす

る。

20 附則第十七項の規定により支給される暫定手当の額は、その者が支給地域の区分が二級地である地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる前

二項の規定による暫定手当の額に、昭和三十七年十月一日から昭和三十八年九月三十日までの間ににおいては三分の一の、昭和三

十八年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間ににおいては三分の二の、昭和三十九年十月一日以降においては三分の三を乗じて得た額とする。

附則第二十一項及び附則第二十

項を削る。

附則第二十三項中「施行日」を

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百五十号。附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行の日」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第二十四項中「官署(以下本項において「特定官署」という。)を官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十五項を附則第二十三

項とする。

附則第十六項中「昭和三十六年四月一日」を「昭和三十七年十一月一日」に改め、「又は暫定手当が支給されないこととなるとき」を削り、「附則第十六項」を「附則第六項及び附則第十七項」に、「六月」を「十二月」に、「在勤するものとして同項から前項までの規定を適用した場合」を「在勤するものとした場合」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第二十七項から附則第四十五項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第二十一項(施行期日)

1 (号俸職員の切替と)

2 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第一号。以下「昭和三十八年改正法」という。)による改正前

の附則第十七項及び附則第十八

項を削る。

附則第二十三項中「施行日」を

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百五十号。附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行の日」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第二十四項中「官署(以下本

項において「特定官署」という。)を官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

官署(当該官署に勤務する職員のうち、その者の切替日における号俸(以下「旧号俸」といわれる。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)に対する切替表に定める号俸を受ける職員についての規定を適用する。以下この

とし、その者の旧号俸が切替表に掲げられていない職員の切替日における号俸は、その者の旧号俸と同じ数の号俸とする。

号俸職員のうち、その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸であるときは、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表に定める期間を減じた期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

附則第二十一項(切替日)

3 (号俸職員の切替と)

4 (切替日)

5 (切替日)

6 (切替日)

7 (切替日)

8 (切替日)

9 (切替日)

10 (切替日)

11 (切替日)

12 (切替日)

13 (切替日)

14 (切替日)

15 (切替日)

16 (切替日)

17 (切替日)

18 (切替日)

19 (切替日)

20 (切替日)

8 附則別表第八に掲げられている

号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、これらの規定中「旧号俸を受けた期間」とあるのは、「旧号俸を受けた期間に三月を加えた期間」とする。

9 切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおいて、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額を受ける職員についての当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院の定めるところによる。

（切替日前に職務の等級を異にし
て異動した職員等の調整）

昭和三十二年四月一日から切替
日の前日までの間ににおいて職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する俸給月額又は附則

第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることのないくつかつた日における号俸については、その者が切替日ににおいて職務の等級を異なるする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めによるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(昭和三十八年六月三十日までの間の法第八条の特例)

11 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、法第八条第三項及び第四項中「号俸」とあるのは、「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第...号)」と読み替えるものとする。

12 附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第九項若しくは附則第十項又は前項の規定により読み替えられた法第八条第三項若しくは第四項の規定により、附則第三項の規定による俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額又はこれらに相当する額の俸給月額を受ける職員の切替日から昭和三十八年六月三十日までの間ににおける法第八条第七項の規定の適用については、人事院規則で定めることとなつた号俸又は俸給月額る。

に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）（以下「昭和三十二年改正法」という。）附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の日額が改正前の法の規定により受けている号俸又は俸給月額に対応する改正前の昭和三十二年改正法附則第十七項から附則第十九項まで附則第二十一項若しくは附則第十二項の規定又は改正前の一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十六号）附則第十五項の規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額を除く。もつて、その者のその期間に係る昭和三十二年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定によつては、これららの規定の適用がなかつたためのとした場合にその者が受ける旧暫定手当月額（次項及び昭和三十二年改正法附則第二十四項の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がなかつたためのとした場合にその者が受ける旧暫定手当月額。以下この項において同じ。）が同日における昭和三十二年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときには、その者（昭和三十二年改正法附則第二十一項の規定の適用を受ける者を除く。）の暫定手当の月額が施行日の前日における旧

暫定手当月額（施行日以降支給する場合の区分を異にして異動する場合の他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額（同法附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当月額に加算した額とする。）六項の改正規定の経過措置）

切替日において改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項の規定による暫定手当を支給された職員に対しては、昭和三十二年改正法附則第六項及び附則第十七項の規定にかかわらず、切替日以後、その者が改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項本文の規定の適用を受けるに至った日の昭和三十八年の応当日の前日までの間、その者が同項本文の規定の適用を受ける直前に在勤していた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日までの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事院の定めることによれる。

（勤勉手当の額の特例）

(旧号俸等の基礎) 定による勤勉手当の額に加算した額とする。

17 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

(人事院規則への委任) 18 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(給与の内扱) 19 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内扱とみなす。この場合において、改正前の法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の法の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、改正後の法の規定により支給されることとなる期末手当の内扱とみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 20 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百七十六号)の一部を次のよろに改正する。

附則第七項中「以下第十四項及び第五十五項において「昭和三十二年改正法」という。」を削る。

附則第十四項及び附則第十五項を削り、附則第十六項から附則第十九項までを二項ずつ繰り上げる。

附則別表第一 行政職俸給表の適用を受ける職員の切替表
イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧区分 旧号俸	4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	3月	円 30,900	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,700	2	3	13,600	2	3	12,200
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,800	3	6	14,700	3	6	13,400
4	4			4	9	26,900	4	9	21,000	4	9	15,600	4	9	14,300
5	5			5			5			5			5		
6	6			6			6			6			6		
7	7			7			7			7			7		
8	8			8			8			8			8		
9	9			9			9			9			9		
10	10			10			10			10			10		
11	11			11			11			11			11		
12	12			12			12			12			12		
13	13			13			13			13			13		
14	14			14			14			14			14		
15	15			15			15			15			15		
16	16			16			16			16			16		
17	17			17			17			17			17		
18	18			18			18			18			18		
19	19			19			19			19			19		
20	20			20			20			20			20		
21	21			21			21			21			21		
22	22			22			22			22			22		
23	23			23			23			23			23		
24	24			24			24			24			24		
25	25			25			25			25			25		
26	26			26			26			26			26		
27	27			27			27			27			27		
28	28			28			28			28			28		
29	29			29			29			29			29		
30	30			30			30			30			30		
31	31			31			31			31			31		
32	32			32			32			32			32		

ロ 行政職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 旧区分 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円 25,100	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,200	2	3	20,900	2	3	14,700	2	3	9,500	2	3	5,300
3	3	6	27,300	3	6	21,900	3	6	15,600	3	6	10,400	3	6	6,200
4	4	9	29,800	4	9	22,900	4	9	17,500	4	9	12,300	4	9	8,100
5	5	3	30,900	5	6	24,900	5	6	19,300	5	6	14,100	5	6	9,900
6	6	6	32,000	6	9	25,800	6	9	21,100	6	9	15,900	6	9	11,700
7	7	9	34,300	7	9	26,700	7	9	22,900	7	9	17,700	7	9	13,500
8	8	3	35,300	8	6	28,800	8	6	24,600	8	6	19,400	8	6	15,200
9	9	6	36,200	9	9	30,500	9	9	26,300	9	9	20,100	9	9	16,900
10	10	3		10	6		10	9		10	12		10	15	
11	11	6		11	9		11	12		11	15		11	18	
12	12	9		12	12		12	15		12	18		12	21	
13	13			13			13			13			13		
14	14			14			14			14			14		
15	15			15			15			15			15		
16	16			16			16			16			16		
17	17			17			17			17			17		
18	18			18			18			18			18		
19	19			19			19			19			19		
20	20			20			20			20			20		
21	21			21			21			21			21		
22	22			22			22			22			22		
23	23			23			23			23			23		
24	24			24			24			24			24		
25	25			25			25			25			25		
26	26			26			26			26			26		
27	27			27			27			27			27		
28	28			28			28			28			28		
29	29			29			29			29			29		
30	30			30			30			30			30		
31	31			31			31			31			31		
32	32			32			32			32			32		

附則別表第二 税務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 旧号俸 区分	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月 9	円 33,200	1	月 6	円 25,500	1	月 6	円 19,800	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	26,900	2	9	21,000	2			2		
3	2			2			2			3	3	18,600	3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,700	4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,800	5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5	3	23,200	6		
7	6			5			5			6	3		7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8	3	27,600	10	3	18,200
11	10			9			8			9	3	27,600	11	6	19,100
12	11			10			9			10	6	28,700	12	9	20,000
13	12			11			10			11	9	29,700	12		
14	13			12			11			11			13		
15	14			13			12			12			14		
16	15			14			13			13					
17							14			14					

附則別表第三 公安職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 公安職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸 区分	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月 9	円 33,200	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	1			2	3	24,100	2	3	18,800	2	3	18,800	2	3	18,800
3	2			3	6	25,500	3	3	19,900	3	4	19,900	3	4	19,900
4	3			4	9	26,900	4	6	21,100	4	5	21,100	4	5	21,100
5	4			4			5			6	3	18,800	5		18,800
6	5			5	3	29,800	5	3		6	7	19,900	6	7	19,900
7	6			6	6	31,200	6	6		7	9	21,000	7	9	21,000
8	7			7	9	32,600	7	6	24,900	8	9	26,100	8	9	26,100
9	8			8			8	9	26,100	8	9	23,400	9	3	18,800
10	9			9			9	3	28,800	10	6	24,500	10	6	19,900
11	10			9			9	3		10	6	25,600	11	9	21,000
12	11			10			10	6	30,000	11	9	25,600	11	3	23,400
13	12			11			11	9	31,300	11			12	3	24,500
14	13			12			12			12	3	28,300	13	6	25,600
15	14			13			12			13	6	29,500	14	9	
16	15			14			13			14	9	30,700	14	3	28,300
17				15			14			14			15	6	29,400
18				16			15			15			16	9	30,500
19				17			16			16			17	17	
20				18			17			17			17		
21							18			18			18		
22							19			19			19		
23							20			20			20		
24							21			21			21		
25							22			22			22		
26										23			23		
27										24			24		
28										25			25		
29										26			26		

□ 公安職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月9	円33,200	1	月6	円25,500	1	月6	円19,800	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	26,900	2	9	21,000	2			2			2		
3	2			2			2			3	3	18,600	3			3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,700	4			4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,800	5			5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7			7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8			8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9	3	18,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	6	19,400	10		
11	10			9			8			9	3	27,600	11	9	20,400	11		
12	11			10			9			10	6	28,700	11			12		
13	12			11			10			11	9	29,700	12	3	22,500	13	3	18,200
14	13			12			11			11			13	6	23,500	14	6	19,200
15	14			13			12			12			14	9	24,500	15	9	20,000
16	15			14			13			13			14			15		
17							14			14			15	3	26,200	16	3	21,400
18							15			15			16	6	26,900	17	6	22,100
19							16			16			17	9	27,600	18	9	22,800
20										17			17			18		
21										18			18			19	3	24,100
22													19			20	6	24,700
23													20			21	9	25,300
24													21			21		

附則別表第四 海事職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 海事職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給 月額	号俸	期間	暫定俸給 月額	号俸	期間	暫定俸給 月額	号俸	期間	暫定俸給 月額
1	1	9月	38,100円	1	6月	24,700円	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	26,200	2			2		
3	2	3	37,400	2	3		3			3		
4	3	6	39,300	3	6	29,900	4			4		
5	4	9	41,200	4		31,500	5			5		
6				5	9	33,100	6	6	24,700	6		
7				5			7	9	26,000	7		
8				6	3	36,700	7			8		
9				7	6	38,300	8	3	28,800	9		
10				8	9	39,900	9	6	30,100	10		
11		9			8			10	9	31,400	11	3
12		10			9			10		22,600	12	6
13		11			10			11		23,700	13	9
14		12			11			12		24,600	13	
15		13			12			13	9	36,000	14	3
16		14						13		27,400	15	6
17								14		28,300	16	9
18								15		29,900	16	
19								16		30,600	17	3
20											18	6
21											19	9
22											19	
23											20	31,300

ロ 海事職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定俸給 月額	号俸	期間	暫定俸給 月額	号俸	期間	暫定俸給 月額	号俸	期間	暫定俸給 月額
1	1	6月	24,700円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	9	26,000	2	3		2			2		
3	2			3			3			3		
4	3	3	28,900	4			4			4		
5	4	6	30,200	5	3	23,500	5			5		
6				6	6	24,700	6			6		
7		5	31,500	7	9	25,900	7			7		
8		5		7			8			8		
9		6	34,500	8	3		9			9		
10		7	35,800	9	6	28,600	10	3	23,200	10		
11		8	37,000	9		29,800	11					
12					10	9	31,000	11	6	24,800	11	
13		9			10			12	9	25,400	12	
14		10			11	3	33,300	12			13	
15		11			12	6	34,300	13	3	27,000	14	
16		12			13	9	35,200	14	6	27,800	15	
17								15	9	28,600	16	3
18								15		22,200	17	6
19								15		22,900	18	9
20								16	3	23,500	18	
21								17	6	30,200	19	3
22								17		30,900	19	6
23								18	9	31,600	20	9
24								18			21	25,300
25								19			21	25,900
								20			22	27,100
								21			22	27,700

附則別表第五 教育職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 教育職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	6月	円 29,600	1	9月	円 24,300	1	月	円	1	月	円
2	2	9	31,500	2	3	27,500	2			2		
3	2	3	35,700	3	6	29,100	3			3		
4	3	6	37,600	4	9	30,700	4			4		
5	4						5			5		
6	5	9	39,500	4	3	34,300	6	6	22,700	6	7	
7	5			5	6	35,900	7	9	24,000	7	8	
8	6			6	7	37,500	8	3	26,600	9	3	19,400
9	7			7	9		9	6	27,900	10	6	20,600
10	8			7						10	9	21,800
11		9		8			10	9	29,300	10		
12		10		9			10			11	3	24,600
13		11		10			11	3	32,400	12	6	25,900
14		12		11			12	6	33,800	13	9	27,200
15		13		12			13		35,000	13		
16		14		13			13			14	3	29,800
17		15		14			14			15	6	30,900
18		16		15			15			16	9	32,000
19		17		16			16			16		
20		18		17			17			17		
21		19		18			18			18		
22		20		19			19			19		
23		21		20			20			20		
24				21			21			21		
25				22			22			22		
26				23			23			23		
27				24								

ロ 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	2等級				3等級			
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間
1	1		月	1		月		円
2	2			2				
3	3			3				
4	4			4				
5	5			5				
6	6			6				
7	7			7				
8	7			8				
9	8			9				
10	9			10				
11	10			11				
12	10			12				
13	11			13				
14	12			14				
15	13			15				
16	13			16				
17	14			16				
18	15			16				
19	16			17				
20	17			18				
21	18			19				
22	19			19				
23	20			20				
24	21			21				
25	22			22				
26	23			23				
27	24			24				
28	25			25				
29	26			26				
30	27			27				
31	28			28				
32	29			29				
33	30							
34	31							
35	32							

ハ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	30,600	2	3	20,100	2	3	19,500
3	3	6	31,900	3	6	21,100	3	6	20,500
4	4	9	33,300	4	7	22,300	4	9	21,500
5	4			5			5		23,900
6	5			6			6		25,000
7	6			7			7		26,100
8	7			8			8		27,900
9	8			9			9		28,700
10	9			10			10		29,500
11	10			10			11		
12	11			11			12		
13	12			12			13		
14	13			13			13		
15	14			13			14		
16	15			14			15		
17	16			15			16		
18	17			16			16		
19	18			16			17		
20	19			17			18		
21	20			18			19		
22	21			19			19		
23	22			20			20		
24	23			21			21		
25	24			22					
26	25			23					
27				24					
28				25					
29				26					
30				27					
31				28					
32				29					
33				30					
34				31					
35				32					
36				33					
37				34					

附則別表第六 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額									
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,300	2	3	20,000	2	3	19,500	2	3	18,900
3	3	6	27,800	3	6	21,300	3	6	20,800	3	6	19,800
4	4	9	29,300	4	9	22,600	4	9	22,000	4	9	20,600
5	4			5			5			5		
6	5	3	32,500	6	6	25,400	6	6	24,600	6	6	23,900
7	6	6	34,000	7	9	26,700	7	9	25,800	7	9	24,600
8	7	9	35,500	7			8			8		
9	7			8			9			9		
10	8			9			10			10		
11	9			10			10			11		
12	10			10			11			12		
13	11			11			12			13		
14	12			12			13			14		
15	13			13			13			14		
16	14			13			14			15		
17	15			14			15			16		
18	16			15			16			17		
19	17			16			16			18		
20	18			17			17			19		
21	19			18			18			20		
22	20			19			19			21		
23	21			20			20			22		
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29				26			26					

附則別表第七 医療職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 医療職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	4等級				5等級			
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額		
1	1	6月	29,600	1	月			
2	2	9	31,500	2				
3	2			3				
4	3			4				
5	4	3月	35,700	5	9	21,400		
			37,600			22,700		
						24,300		
6	5	9	39,500	5				
7	5			6				
8	6			7				
9	7			8				
10	8			8				
11	9			9				
12	10			10				
13	11			11				
14	12			11				
15	13			12				
16	14			13				
17	15			14				
18	16			15				
19	17			16				
20	18			17				
21	19			18				
22	20			19				
23				20				
24				21				
25				22				

ロ 医療職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3等級				4等級				5等級			
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額			
1	1	6月	19,600	1	月				1	月		
2	2	9	21,000	2					2			
3	2			3					3			
4	3			4					4			
5	4	3月	24,200	5	3	18,600	5		5			
			25,600									
6	5	9	27,000	6	6	19,600	6		6			
7	5			7	9	20,800	7		7			
8	6	3	29,900	7					8			
9	7	6	31,300	8	3	23,300	9		9			
10	8	9	32,700	9	6	24,500	10		10			
11	8			10	9	25,700	10		10			
12	9			10					11			
13	10			11	3	28,500	12		11			
14	11			12	6	29,700	13		12			
15	12			13	9	30,900	13		13			
16	13			13					14			
17	14			14					15			
18	15			15					16			
19	16			16					16			
20	17			17					17			
21				18					18			
22				19					19			
23				20								
24				21								

ハ 医療職俸給表(三)の適用を受ける者

旧号俸 区分	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9月	円 26,100	1	6月	円 19,600	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	20,800	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	6			5	9	26,100	6	3	18,600	6		
7	7			5			7	6	19,600	7		
8	6			6	3	29,100	8	9	20,600	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,300
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,200
12	10			9			11	9	24,700	12	9	19,900
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,300
15	13			12			13	6	27,300	14	6	21,900
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,400
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			15		
19	17			16			16			16		
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

附則別表第八

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)		1—12	1—13	1—18	1—18	5—18	8—17	15—17
行政職俸給表(二)	1—28	7—28	10—28	17—29	24—32			
税務職俸給表	1—9	1—12	1—16	1—16	3—17	6—17	13—15	
公安職俸給表(一)	1—9	1—12	1—16	1—20	6—25	9—27	12—29	
公安職俸給表(二)	1—9	1—12	1—16	1—16	3—19	6—21	12—24	16—24
海事職俸給表(一)	1—16	1—16	3—17	8—19	14—23			
海事職俸給表(二)	3—25	8—24	13—25	19—25				
教育職俸給表(一)		1—22	1—23	2—27	8—27	11—26		
教育職俸給表(二)	1—22	8—35	14—30					
教育職俸給表(三)	1—26	11—37	14—24					
研究職俸給表		1—21	1—26	8—29	11—28	15—17		
医療職俸給表(一)		1—15	1—18	1—22	6—25			
医療職俸給表(二)	1—12	1—15	3—20	8—24	11—22			
医療職俸給表(三)	1—23	3—23	9—20	13—18				

備考 本表中「1—12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議 俸給月額	官職 等級 号 俸	参事官等		
		1等級	2等級	3等級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
128,000	1	71,800	49,400	27,600
	2	75,400	52,100	29,700
	3	79,000	54,800	31,900
	4	82,600	57,600	34,400
	5	86,200	60,400	36,800
	6	89,700	63,200	39,100
	7	93,200	66,100	41,000
	8	96,700	69,000	42,900
	9	100,200	71,900	44,800
	10	102,900	74,700	46,700
	11	105,000	77,000	48,600
	12	106,700	79,300	50,600
	13	108,400	81,200	52,600
	14		82,900	54,600
	15			56,700
	16			58,700
	17			60,700
	18			62,500
	19			64,100
	20			65,600
	21			66,800

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律

防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のよう改める。

第十八条の二第二項後段中「この場合において」の下に「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」とを加える。

第二十五条第二項中「五千円」を「六千円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額	俸給月額							
円 25,800	円 23,500	円 18,600	円 15,600	円 14,400	円 12,100	円 10,900	円 10,000	円 9,200
27,800	24,300	20,400	16,800	15,500	13,200	11,400		
29,800	25,600	22,300	18,600	16,700	14,300	12,000		
31,800	27,500	24,200	20,400	18,400	15,400	12,600		
33,900	29,400	26,100	22,300	20,100	16,500			
36,000	31,400	28,100	24,200	21,600	17,600			
38,100	33,300	30,000	26,100	22,600				
39,500	35,200	31,900	27,700	23,400				
40,800	37,100	33,400	28,800	24,200				
42,100	38,400	34,600	29,800	25,000				
43,200	39,600	35,800	30,700	25,800				
44,200	40,700	36,900	31,500					
45,100	41,600	37,800	32,300					
46,000	42,500	38,700	33,100					
46,900	43,400	39,600	33,900					
47,800	44,300	40,400						
48,700	45,200	41,200						
	46,100	42,000						
	47,000	42,800						

令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したと

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸海空		將	陸 将 極	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 陸 尉
			將	海 将 極	1 等 海 佐	2 等 海 佐	3 等 海 佐	1 等 海 尉
	甲	乙	將	空 将 極	1 等 空 佐	2 等 空 佐	3 等 空 佐	1 等 空 尉
	俸給月額	俸給月額	將	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	104,300	77,600	將	62,700	51,300	44,300	40,400	32,300
2	108,100	81,300	將	65,600	54,100	46,200	42,300	34,400
3	111,900	85,000	將	68,600	56,900	48,100	44,200	36,600
4	115,800	88,700	將	71,600	59,800	50,100	46,100	39,100
5	119,700	92,400	將	74,700	62,700	52,100	48,000	41,000
6		96,100	將	77,600	65,600	54,200	50,000	42,900
7		99,700	將	80,500	68,600	56,300	51,900	44,800
8		103,300	將	83,400	71,600	58,400	53,800	46,700
9		106,000	將	85,700	74,700	60,500	55,700	48,500
10		108,200	將	88,000	77,000	62,600	57,600	50,000
11			將	90,100	79,300	64,700	59,100	51,300
12			將	91,900	81,400	66,500	60,600	52,400
13			將		83,200	68,200	61,900	53,400
14			將			69,700	63,100	54,400
15			將			71,100	64,300	55,400
16			將			72,500	65,500	56,400
17			將					
18			將					
19			將					

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府
きは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧号俸	区分	3等級			暫定俸給月額
		号俸	期間	間	
1		1		3	27,000
2		2		6	28,600
3		3		9	30,200
4		3			
5		4		3	33,600
6		5		6	35,400
7		6		9	37,200
8		6			
9		7			
10		8			
11		9			
12		10			
13		11			
14		12			
15		13			
16		14			
17		15			
18		16			
19		17			
20		18			
21		19			
22		20			

附則別表第二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧号俸	区分	4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
		号俸	期間	暫定俸給額												
1		1	3	30,000	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2		2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,700	2			2		
3		3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,800	3			3		
4		3			4	9	26,900	4	9	21,000	4			4		
5		4			4			4			5	3	18,600	5		
6		5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,700	6		
7		6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,800	7		
8		7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9		8			7			7			8	3	23,200	9		
10		9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11		10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12		11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,200
13		12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,100
14		13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,700
15		14			13			12			13	9	29,100	14		
16		15			14			13			13			15		
17		16			15			14			14			16		
18		17			16			15								

附則別表第三 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	25,100	2	3		2	3		2	3		2	3	
3	3	6	26,200	3	6		3	6		3	6		3	6	
4	4	9	27,300	4	9		4	9		4	9		4	9	
5	4	3		5	6		5	6		5	6		5	6	
6	5	3	29,800	6	6	9	6	9	22,900	7	3	20,500	7	8	
7	6	6	30,900	7	6		7	6		8	9		8	9	
8	7	9	32,000	8	6		8	6		9	9		9	9	
9	7	9		9	9		9	9		10	3		10	11	
10	8	3	34,300	9	9		10	3		11	6		11	12	
11	9	6	35,300	9	9		11	6		12	9		12	13	
12	10	9	36,200	10	3		12	9		13	3		13	14	
13	10			11	6		13	3		14	3		14	15	
14	11			12	9		13	3		15	6		15	16	
15	12			12			13	3		16	9		16	17	
16	13			13	3		14	6		17			17		
17	14			14	6		15	9		18	3		18		
18	15			15	9		15			19	6		19		
19	16			15			16	3		20	3		20	21	19,600
20	17			16			17	6		21	6		21	22	20,100
21	18			17			18	9		22	9		22	23	20,600
22	19			18			18			23	3		23	24	21,600
23	20			19			19			24	6		24	25	22,100
24	21			20			20			25	9		25	26	22,600
25	22			21			21			25			25	26	23,500
26	23			22			22			25			25	26	23,900
27	24			23			23			25			25	26	24,300
28	25			24			24			25			25	26	

附則別表第四 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	6	円	1	9	24,300	1	月	円	1	月	円
2	2	9	31,500	2	3	27,500	3	6		2	3	
3	2			3	6	29,100	4	9		3	4	
4	3	3	35,700	3	9	30,700	5	3		4	5	
5	4	6	37,600	4			5			5		
6	5	9	39,500	4	5		6	6		6	7	
7	5			5	3	34,300	7	9		7	8	
8	6			6	6	35,900	7			8	9	19,400
9	7			7	7	37,500	8	3		9	10	20,600
10	8			7			9	6		10		21,800
11		9		8			10	9		10		
12	10			9			10			11	3	24,600
13	11			10			11	3		12	6	25,900
14	12			11			12	6		13	9	27,200
15	13			12			13	9		13		
16		14			13			13		14	3	29,800
17		15			14			14		15	6	30,900
18		16			15			15		16	9	32,000
19		17			16			16		16	17	
20		18			17			17				
21		19			18			18		18		
22		20			19			19		19		
23		21			20			20		20		
24					21			21		21		
25					22			22		22		
26					23			23		23		
27					24			24				

附則別表第五 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,300	2	、		2	、		2	、	
3	3	6	27,800	3	、		3	、		3	、	
4	4	9	29,300	4	3	20,000	4	5		4	5	
5	4			5			5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6	7	19,600	6	7	
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7	9	20,800	7	8	
8	7	9	35,500	7	3	25,400	8	3	22,000	8	9	
9	8			8	6	26,700	9	9		9	10	
10	9			9			10			11		
11	10			10			11			12		
12	11			11			12			13		
13	12			12			13			14		
14	13			13			13			14		
15												
16	14			13			14			15		
17	15			14			15			16		
18	16			15			16			17		
19	17			16			16			18		
20	18			17			17			19		
21	19			18			18			20		
22	20			19			19			21		
23	21			20			20			22		
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26				23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29		24		26								

附則別表第六 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	6月	円	1	月	円
2	2	9	29,600	2	2	21,400
3	2		31,500	3	3	22,700
4	3		35,700	4	6	24,300
5	4		37,600	5	9	
6	5	9	39,500	5	6	27,500
7	5			6	7	29,100
8	6			7	8	30,700
9	7			8	9	
10	8					
11	9			9		34,300
12	10			10		35,900
13	11			11		37,500
14	12			11		
15	13			12		
16	14			13		
17	15			14		
18	16			15		
19	17			16		
20	18			17		
21				18		
22				19		
23				20		
24				21		
25		19	円	22		
		20				

附則別表第七 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級	3等級			4等級			5等級		
	区分	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間
旧号俸		月	円		月	円		月	円
1	1	6	19,600	1	月	円	1	月	円
2	2	9	21,000	2			2		
3	2			3			3		
4	3	3	24,200	4			4		
5	4	6	25,600	5	3		5		
						18,600			
6	5	9	27,000	6	6	19,600	6		
7	5			7	9	20,800	7		
8	6	3	29,900	7			8		
9	7	6	31,300	8	3	23,200	9		
10	8	9	32,700	9	6	24,500	10		
									18,600
									19,600
									20,600
11	8			10	9	25,700	10		
12	9			10			11		
13	10			11	3	28,500	12		
14	11			12	6	29,700	13		
15	12			13	9	30,900	13		
									22,800
									23,900
									25,000
16	13			13			14		
17	14			14			15		
18	15			15			16		
19	16			16			16		
20	17			17			17		
									27,100
									28,000
									28,900
21				18			18		
22				19			19		
23				20					
24				21					

附則別表第八 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

附則別表第九 自衛官俸給表の適用を受ける職員の切替表

階級 旧号俸 区分	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹
	3等海佐	1等海尉	2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹
3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	
1	1月 9号俸	月 38,300期間	月 1号俸	月 1号俸	月 1号俸	月 1号俸	月 1号俸
2	1月 1号俸	月 33,900期間	月 2号俸	月 3号俸	月 2号俸	月 6号俸	月 1号俸
3	2月 2号俸	月 35,500期間	月 3号俸	月 6号俸	月 3号俸	月 9号俸	月 2号俸
4	3月 3号俸	月 37,100期間	月 4号俸	月 9号俸	月 3号俸	月 12号俸	月 3号俸
5	4月 4号俸	月 4号俸	月 4号俸	月 3号俸	月 4号俸	月 15号俸	月 6号俸
6	5月 5号俸	月 5号俸	月 5号俸	月 6号俸	月 5号俸	月 18号俸	月 6号俸
7	6月 6号俸	月 6号俸	月 6号俸	月 9号俸	月 6号俸	月 21号俸	月 9号俸
8	7月 7号俸	月 7号俸	月 7号俸	月 6号俸	月 6号俸	月 24号俸	月 6号俸
9	8月 8号俸	月 8号俸	月 7号俸	月 3号俸	月 7号俸	月 27号俸	月 7号俸
10	9月 9号俸	月 9号俸	月 8号俸	月 6号俸	月 8号俸	月 30号俸	月 8号俸
11	10月 10号俸	月 9号俸	月 9号俸	月 9号俸	月 9号俸	月 32号俸	月 9号俸
12	11月 11号俸	月 10号俸	月 9号俸	月 9号俸	月 9号俸	月 35号俸	月 10号俸
13	12月 12号俸	月 12号俸	月 11号俸	月 10号俸	月 10号俸	月 38号俸	月 11号俸
14	13月 13号俸	月 13号俸	月 12号俸	月 11号俸	月 11号俸	月 41号俸	月 12号俸
15			月 13号俸	月 12号俸	月 12号俸	月 44号俸	
16				月 13号俸	月 13号俸		
17					月 14号俸		
18					月 15号俸		

附則別表第十

イ 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員についての表

俸給表	職務の等級		
	1等級	2等級	3等級
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1-12	1-13	1-22

ロ 一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受ける職員についての表

俸給表	職務の等級							
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)		1-12	1-13	1-18	1-18	5-18	8-17	15-17
行政職俸給表(二)	1-28	7-28	10-28	17-29	24-32			
教育職俸給表(一)		1-22	1-23	2-27	8-27	11-26		
研究職俸給表		1-21	1-26	8-29	11-28	15-17		
医療職俸給表(一)		1-15	1-18	1-22	6-25			
医療職俸給表(二)	1-12	1-15	3-20	8-24	11-22			
医療職俸給表(三)	1-23	3-23	9-20	13-18				

ハ 自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

俸給表	階級											
	陸将 佐將 空將	陸海將 海將 空將	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	
自衛官俸給表	乙	1-9	1-11	1-12	1-14	1-14	1-14	1-15	4-18	4-18	6-14	7-9

備考 本表中「1-12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
する。

第三条第一項中「十八万五千円」を「十九万円」に改める。

第四条第一項中「六千円」を「六千二百円」に改める。

第七条の二中「期末手当の額は、俸給月額に」を「期末手当の支給については、」に、「例により一定の割合を乗じて得た額とする。」を「例による。」に改める。

第七条の二中「通勤手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第七条の四を削る。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官 職 名	俸 納 月 額
内閣総理大臣	一一六〇,〇〇〇円
国務大臣	一九〇,〇〇〇円
会計検査院長	
人事院総裁	
内閣官房長官	一六〇,〇〇〇円
総理府総務長官	
内閣法制局長官	
官内庁長官	
政務次官	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員長	
土地調整委員会委員長	
文化財保護委員会委員長	
地方財政審議会会长	
侍従長	
式部官長	
	一一八,〇〇〇円

別表第二

官 職 名	俸 納 月 額	官 職 名	俸 納 月 額
大 使		大 使	
五号俸	一六〇,〇〇〇円	五号俸	一六〇,〇〇〇円
四号俸	一四〇,〇〇〇円	四号俸	一四〇,〇〇〇円
三号俸	一一八,〇〇〇円	三号俸	一一八,〇〇〇円
二号俸	一〇八,〇〇〇円	二号俸	一〇八,〇〇〇円
一号俸	九八,〇〇〇円	一号俸	九八,〇〇〇円
東宮大夫			
運輸審議会委員			
原子力委員会の常勤の委員			
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員			
科学技術会議の常勤の議員			
社会保険審査会の委員長及び委員			
首都圈整備委員会の常勤の委員			
労働審議会委員			

別表第三

官 職 名	俸 納 月 額
秘書官	
八号俸	七五,九〇〇円
七号俸	六八,五〇〇円
六号俸	六一,一〇〇円
五号俸	五五,一〇〇円
四号俸	四五,七〇〇円
三号俸	四二,三〇〇円
二号俸	三五,九〇〇円
一号俸	三一,四〇〇円

第三十三条中「鉄山保安監督局及び」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のよう^に加える。

鉄山保安監督局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌鉄山保安監督局	札幌市	北海道
福岡鉄山保安監督局	福岡市	県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

第三十三条规定の第一項を加える。

三 第二十八条第四項の規定により通商産業大臣が管轄通商産業局を指定した鉄業については、当該通商産業局と管轄区域が同一である鉄山保安監督局又は鉄山保安監督部の管轄とする。

第三十五条を次のように改める。

(鉄山保安監督署等)

第三十五条 通商産業大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に鉄山保安監督署を、部務の一部を分掌させるため、所要の地に支部を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第五十条第一項の表中「一、五三二人」を「一、五七六人」に、「一、一六四人」を「一、二〇五人」に、「一、五二人」を「一、六三人」に、「一二、八四八人」を「一二、九四四人」に改める。

附則第四項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日まで、石炭対策連絡協議会は昭和四十三年三月三十一日」に改める。

化事業に關すること並びに同項第八号に規定する事務のうち金融制度及び税制に關することをつかさどる。

4 指導部においては、前条第一項第二号の三、第六号から第七号の二まで、第七号の四及び第九号並びに同条第九項に規定する事務並びに同条第一項第二号及び第二号の二に規定する事務のうち計画部の所掌に属するもの以外のものをつかさどる。

附 則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中第五十条第一項の改正規定中の中小企業庁に係る部分及び第二条の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

2 通商産業省の定員は、改正後の通商産業省設置法第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年九月三十日までの間は、一万五千五百八十一人とする。

3 計画部においては、前条第一号及び第三号並びに同条第二項から第四項までに規定する事務並びに同条第一項第八号に規定する事務のうち計画部の所掌に属するもの以外のものをつかさどる」に改め、同条中第三項及び第四項を次のように改める。

4 計画部においては、前条第一項第四号から第五号の三まで及び第七号の三並びに同条第五項から第八項までに規定する事務、同条第一項第二号に規定する事務、再審査委員会及び捕獲審査委員会(第五十七条・第五十七條の二)を「船員労働委員会(第五十七条)」に改める。

5 臨時石炭対策本部は、昭和四十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

6 臨時石炭対策本部は、昭和二年法律第八十三号の一部を次のように改正する。

7 第一条の次に次の二条を加え(次長)

第二条の二 中小企業庁に次長一人を置く。

8 第二条の二 次長は、長官を助け、庶務を整理する。

9 第四条第一項中「振興部」を「計画部」に改め、同条第二項中「事務を掌る」を「事務」、前条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項から第四項までに規定する事務並びに同条第一項第八号に規定する事務のうち計画部の所掌に属するもの以外のものをつかさどる」に改め、同条中第三項及び第四項を次のように改める。

10 第四条第一項中「各号」を「第一号」に改め、「研究」の下に「並びに同項第二号から第五号までに掲げる事項に關する試験及び調査」を加え、第三十条第二項中「各号」を「第一号」に改め、「研究」の下に「並びに同項第二号から第五号までに掲げる事項に關する試験及び調査」を加え、第三十二条第二項に次の一号を加える。

11 第二十二条に次の二号を加える。

12 第二十三条第二項に次の二号を加える。

13 第二十三条第二項に次の二号を加える。

14 第二十三条第二項に次の二号を加える。

15 第二十三条第二項に次の二号を加える。

16 第二十三条第二項に次の二号を加える。

17 第二十三条第二項に次の二号を加える。

18 第二十三条第二項に次の二号を加える。

19 第二十三条第二項に次の二号を加える。

20 第二十三条第二項に次の二号を加える。

21 第二十三条第二項に次の二号を加える。

22 第二十三条第二項に次の二号を加える。

23 第二十三条第二項に次の二号を加える。

24 第二十三条第二項に次の二号を加える。

25 第二十三条第二項に次の二号を加える。

26 第二十三条第二項に次の二号を加える。

27 第二十三条第二項に次の二号を加える。

28 第二十三条第二項に次の二号を加える。

29 第二十三条第二項に次の二号を加える。

30 第二十三条第二項に次の二号を加える。

31 第二十三条第二項に次の二号を加える。

32 第二十三条第二項に次の二号を加える。

33 第二十三条第二項に次の二号を加える。

34 第二十三条第二項に次の二号を加える。

35 第二十三条第二項に次の二号を加える。

36 第二十三条第二項に次の二号を加える。

37 第二十三条第二項に次の二号を加える。

38 第二十三条第二項に次の二号を加える。

39 第二十三条第二項に次の二号を加える。

40 第二十三条第二項に次の二号を加える。

41 第二十三条第二項に次の二号を加える。

42 第二十三条第二項に次の二号を加える。

43 第二十三条第二項に次の二号を加える。

44 第二十三条第二項に次の二号を加える。

45 第二十三条第二項に次の二号を加える。

46 第二十三条第二項に次の二号を加える。

47 第二十三条第二項に次の二号を加える。

48 第二十三条第二項に次の二号を加える。

49 第二十三条第二項に次の二号を加える。

50 第二十三条第二項に次の二号を加える。

51 第二十三条第二項に次の二号を加える。

52 第二十三条第二項に次の二号を加える。

53 第二十三条第二項に次の二号を加える。

54 第二十三条第二項に次の二号を加える。

55 第二十三条第二項に次の二号を加える。

56 第二十三条第二項に次の二号を加える。

57 第二十三条第二項に次の二号を加える。

58 第二十三条第二項に次の二号を加える。

59 第二十三条第二項に次の二号を加える。

60 第二十三条第二項に次の二号を加える。

61 第二十三条第二項に次の二号を加える。

62 第二十三条第二項に次の二号を加える。

63 第二十三条第二項に次の二号を加える。

64 第二十三条第二項に次の二号を加える。

65 第二十三条第二項に次の二号を加える。

66 第二十三条第二項に次の二号を加える。

67 第二十三条第二項に次の二号を加える。

68 第二十三条第二項に次の二号を加える。

69 第二十三条第二項に次の二号を加える。

70 第二十三条第二項に次の二号を加える。

71 第二十三条第二項に次の二号を加える。

72 第二十三条第二項に次の二号を加える。

73 第二十三条第二項に次の二号を加える。

74 第二十三条第二項に次の二号を加える。

75 第二十三条第二項に次の二号を加える。

76 第二十三条第二項に次の二号を加える。

77 第二十三条第二項に次の二号を加える。

78 第二十三条第二項に次の二号を加える。

79 第二十三条第二項に次の二号を加える。

80 第二十三条第二項に次の二号を加える。

81 第二十三条第二項に次の二号を加える。

82 第二十三条第二項に次の二号を加える。

83 第二十三条第二項に次の二号を加える。

84 第二十三条第二項に次の二号を加える。

85 第二十三条第二項に次の二号を加える。

86 第二十三条第二項に次の二号を加える。

87 第二十三条第二項に次の二号を加える。

88 第二十三条第二項に次の二号を加える。

89 第二十三条第二項に次の二号を加える。

90 第二十三条第二項に次の二号を加える。

91 第二十三条第二項に次の二号を加える。

92 第二十三条第二項に次の二号を加える。

93 第二十三条第二項に次の二号を加える。

94 第二十三条第二項に次の二号を加える。

95 第二十三条第二項に次の二号を加える。

96 第二十三条第二項に次の二号を加える。

97 第二十三条第二項に次の二号を加える。

98 第二十三条第二項に次の二号を加える。

99 第二十三条第二項に次の二号を加える。

100 第二十三条第二項に次の二号を加える。

101 第二十三条第二項に次の二号を加える。

102 第二十三条第二項に次の二号を加える。

103 第二十三条第二項に次の二号を加える。

104 第二十三条第二項に次の二号を加える。

105 第二十三条第二項に次の二号を加える。

106 第二十三条第二項に次の二号を加える。

107 第二十三条第二項に次の二号を加える。

108 第二十三条第二項に次の二号を加える。

109 第二十三条第二項に次の二号を加える。

110 第二十三条第二項に次の二号を加える。

111 第二十三条第二項に次の二号を加える。

112 第二十三条第二項に次の二号を加える。

113 第二十三条第二項に次の二号を加える。

114 第二十三条第二項に次の二号を加える。

115 第二十三条第二項に次の二号を加える。

116 第二十三条第二項に次の二号を加える。

117 第二十三条第二項に次の二号を加える。

118 第二十三条第二項に次の二号を加える。

119 第二十三条第二項に次の二号を加える。

120 第二十三条第二項に次の二号を加える。

121 第二十三条第二項に次の二号を加える。

122 第二十三条第二項に次の二号を加える。

123 第二十三条第二項に次の二号を加える。

124 第二十三条第二項に次の二号を加える。

125 第二十三条第二項に次の二号を加える。

126 第二十三条第二項に次の二号を加える。

127 第二十三条第二項に次の二号を加える。

128 第二十三条第二項に次の二号を加える。

129 第二十三条第二項に次の二号を加える。

130 第二十三条第二項に次の二号を加える。

131 第二十三条第二項に次の二号を加える。

132 第二十三条第二項に次の二号を加える。

133 第二十三条第二項に次の二号を加える。

134 第二十三条第二項に次の二号を加える。

135 第二十三条第二項に次の二号を加える。

136 第二十三条第二項に次の二号を加える。

137 第二十三条第二項に次の二号を加える。

138 第二十三条第二項に次の二号を加える。

139 第二十三条第二項に次の二号を加える。

140 第二十三条第二項に次の二号を加える。

141 第二十三条第二項に次の二号を加える。

142 第二十三条第二項に次の二号を加える。

143 第二十三条第二項に次の二号を加える。

144 第二十三条第二項に次の二号を加える。

145 第二十三条第二項に次の二号を加える。

146 第二十三条第二項に次の二号を加える。

147 第二十三条第二項に次の二号を加える。

148 第二十三条第二項に次の二号を加える。

149 第二十三条第二項に次の二号を加える。

150 第二十三条第二項に次の二号を加える。

151 第二十三条第二項に次の二号を加える。

152 第二十三条第二項に次の二号を加える。

153 第二十三条第二項に次の二号を加える。

154 第二十三条第二項に次の二号を加える。

155 第二十三条第二項に次の二号を加える。

156 第二十三条第二項に次の二号を加える。

157 第二十三条第二項に次の二号を加える。

158 第二十三条第二項に次の二号を加える。

159 第二十三条第二項に次の二号を加える。

160 第二十三条第二項に次の二号を加える。

161 第二十三条第二項に次の二号を加える。

162 第二十三条第二項に次の二号を加える。

163 第二十三条第二項に次の二号を加える。

164 第二十三条第二項に次の二号を加える。

165 第二十三条第二項に次の二号を加える。

166 第二十三条第二項に次の二号を加える。

167 第二十三条第二項に次の二号を加える。

168 第二十三条第二項に次の二号を加える。

169 第二十三条第二項に次の二号を加える。

170 第二十三条第二項に次の二号を加える。

171 第二十三条第二項に次の二号を加える。

172 第二十三条第二項に次の二号を加える。

173 第二十三条第二項に次の二号を加える。

174 第二十三条第二項に次の二号を加える。

175 第二十三条第二項に次の二号を加える。

176 第二十三条第二項に次の二号を加える。

177 第二十三条第二項に次の二号を加える。

178 第二十三条第二項に次の二号を加える。

179 第二十三条第二項に次の二号を加える。

180 第二十三条第二項に次の二号を加える。

181 第二十三条第二項に次の二号を加える。

182 第二十三条第二項に次の二号を加える。

183 第二十三条第二項に次の二号を加える。

184 第二十三条第二項に次の二号を加える。

185 第二十三条第二項に次の二号を加える。

186 第二十三条第二項に次の二号を加える。

187 第二十三条第二項に次の二号を加える。

188 第二十三条第二項に次の二号を加える。

189 第二十三条第二項に次の二号を加える。

190 第二十三条第二項に次の二号を加える。

191 第二十三条第二項に次の二号を加える。

192 第二十三条第二項に次の二号を加える。

193 第二十三条第二項に次の二号を加える。

194 第二十三条第二項に次の二号を加える。

195 第二十三条第二項に次の二号を加える。

196 第二十三条第二項に次の二号を加える。

197 第二十三条第二項に次の二号を加える。

<

第三五八号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 宮城県仙台市南町四八 全電通仙台電話局分会	紹介議員 横川 正市君 内 鈴木喜平 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三五九号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 岩手県盛岡市下田 大 沼智代	紹介議員 渡辺 勘吉君 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六〇号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 滋賀県坂田郡米原町大 宇米原米原駅内 北村 直一	紹介議員 渡辺 勘吉君 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六一号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 山本伊三郎君	紹介議員 占部 秀男君 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六二号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 新潟市流作場 渡辺和 春	紹介議員 杉山善太郎君 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六三号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 大西大西小学校内 本 田広重	紹介議員 渡辺 勘吉君 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六四号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 新潟県柏崎市枇杷島六 三二 鶴尾武男	紹介議員 熊谷太三郎君 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六五号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 滋賀県横手市駅前国鉄 労働組合横手支部国鉄	紹介議員 鈴木 寿君 保外十五名 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六六号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 滋賀県彦根市丸野木町 五四彦根地方氣象台	紹介議員 小林 武君 田昭夫 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六七号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 福島県南会津郡田島町 大字田島字上町甲四、 ○一三 渡部竹治	紹介議員 北村 暢君 岩手県遠野市遠野町一 二ノ一六〇 工藤祐司 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六八号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 福井県坂井郡三国町錦 七一 清水卓郎外十八 名	紹介議員 大河原一次君 弘一 大字田島字中町 小林 弘一 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三六九号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 福島県南会津郡田島町 大字田島字上町甲四、 ○一三 渡部竹治	紹介議員 北村 暢君 岩手県遠野市遠野町一 二ノ一六〇 工藤祐司 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三七〇号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 越後大野郡久々野町 大西小学校内 都竹清	紹介議員 大河原一次君 弘一 大字田島字中町 小林 弘一 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三七一号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 越後大野郡久々野町 大西小学校内 都竹清	紹介議員 大河原一次君 弘一 大字田島字中町 小林 弘一 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三七二号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 福井県坂井郡三国町錦 久外二名	紹介議員 占部 秀男君 秀男君 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三七三号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 越後大野郡久々野町 大西小学校内 都竹清	紹介議員 占部 秀男君 秀男君 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第三七四号 昭和三十八年一月二十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願 請願者 福井県坂井郡三国町錦 第四〇一號 昭和三十八年一月二十 三日受理	紹介議員 熊谷太三郎君 第四〇一號 昭和三十八年一月二十 三日受理 この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。

第四三三号 昭和三十八年一月二十日受理	請願者 愛知県渥美郡渥美町大字和地字地蔵田二〇、間瀬勘作外二百二十七間を恩給法等の期間に通算するの請願
(六通)	請願者 石川県輪島市二ツ屋町郵政官舎内 荒瀬常二外五名
紹介議員 鈴木 強君	この請願の趣旨は、第六五号と同じである。
第二七〇号 昭和三十八年一月十九日受理	この請願の趣旨は、第六五号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 青柳 秀夫君
請願者 兵庫県明石市林一、二七〇 柏木ふさみ	この請願の趣旨は、第七号と同じである。
紹介議員 中野 文門君	この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君
紹介議員 兵庫県明石市大久保町一日受理	この請願の趣旨は、第七号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 木内 四郎君
第三七七号 昭和三十八年一月二十日受理	この請願の趣旨は、第七号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 木内 四郎君
請願者 茨城県久慈郡里美村大字大中一、六五三茨城県軍恩連盟里美支部内 中野彰外百七十五	この請願の趣旨は、第七号と同じである。
紹介議員 郡 祐一君	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
請願者 兵庫県明石市大久保町久吉外三十九名	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
紹介議員 岸田 幸雄君	この請願の趣旨は、第七号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。	紹介議員 小山邦太郎君
第一九一号 昭和三十八年一月二十日受理	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 小山邦太郎君
請願者 兵庫県明石市大久保町八木三〇二ノ一 桜井	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
紹介議員 郡 祐一君	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
請願者 兵庫県明石市大久保町久吉外三十九名	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
恩給は、公務員退職後の生活を補償するものであるが、最近の勤労所得及び物価の著しい上昇は、恩給生活者をなはだしくおびやかしているから、恩給の給与ベースを国家公務員の現行給与ベースと均衡のとれた線まで引き上げることを、昭和三十七年度において必ず実現せられたい。また、第三十八回国会で、恩給法等の一部を改正する法律案が参議院通過の際行なわれた附帯決議のうち、政府は恩給及び各種年	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
第三一八号 昭和三十八年一月二十日受理	請願者 長野県飯山市大字静間外一千四百三十一名
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 木内 四郎君
請願者 名古屋市中村区中島町一ノ五 森円三郎外七百二名	この請願の趣旨は、第七号と同じである。
紹介議員 草葉 隆圓君	この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第三七七号 昭和三十八年一月二十日受理	請願者 大分市金地町南池辺
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 武夫外「十九名」
請願者 長野県諏訪市田宿二、八八五 原藤躰三外三百九十三名	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
紹介議員 小山邦太郎君	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
第一九二号 昭和三十八年一月十九日受理	請願者 二丁目兵庫県社会事業会館内財团法人兵庫県傷痍軍人会長 藤井
共済組合新法関係年金受給者の処遇に関する請願	紹介議員 後藤 義隆君
請願者 八木三〇二ノ一 桜井	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
紹介議員 郡 祐一君	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
請願者 兵庫県明石市大久保町久吉外三十九名	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
紹介議員 岸田 幸雄君	この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第七号と同じである。	紹介議員 小山邦太郎君
第一九二号 昭和三十八年一月十九日受理	請願者 高知市蒂屋町九五 若枝富美子
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願	紹介議員 寺尾 豊君
請願者 山形県新庄市若葉町一ノ六四六国鉄O-B同志会外八百十三名	この請願の趣旨は、第二十九号と同じである。
紹介議員 村山 道雄君	この請願の趣旨は、第二十九号と同じである。
第一九四号 昭和三十八年一月十九日受理	請願者 京都市中京区富小路御池上ル 小幡一二三
傷病年金受給者の妻に家族加給金支給に関する請願	紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三七三号 昭和三十八年一月二十
二日受理 傷病年金受給者の妻に家族加給金支給

に關する請願
請願者 福井市佐佳枝下町一
五富国ビル内福井県傷
痍軍人会内 富田武
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三七四号 昭和三十八年一月二十
二日受理 傷病年金受給者の妻に家族加給金支給

に關する請願
請願者 池上ル京都府傷痍軍人
会内 山科喜一
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三九六号 昭和三十八年一月二十
三日受理 傷病年金受給者の妻に家族加給金支給

に關する請願(二通)
請願者 新潟県西蒲原郡黒崎村
大字黒鳥五、九七四
紹介議員 久住恵一外一名
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二八六号 昭和三十八年一月二十
一日受理 公務員の賃金に関する請願

公務員の賃金に関する請願(三通)
請願者 香川県丸亀市今津町天
満 島田たみ外六十名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二八二号 昭和三十八年一月二十
一日受理 公務員の賃金に関する請願

公務員の賃金に関する請願(三通)
請願者 和歌山市木広町五ノ四
一 桑原清人外四千百
公務員の賃金に関する請願

請願者 静岡県磐田市岩井二
九 橋本知準外十九名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二八三号 昭和三十八年一月二十
一日受理 公務員の賃金に関する請願

請願者 千葉県柏市緑ヶ丘一五
七 中林香外四十六名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

された附帯決議が衆参両院でそれぞれ行なわれたにもかかわらず、人事院はこれの解決に積極性を示さず今日に及んでいる。このことは、寒冷積雪地帯、いわゆる未開発地域の冬期生活の実態、ひいては国権の最高機関である国会の決議を無視したものであつてまことに遺憾であるから、すみやかに公務員の寒冷地手当改正の措置を講ぜられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三九三号 昭和三十八年一月二十日受理

文部省に産業技術教育局設置に関する請願

請願者 岡山市浜二一〇五 永広

紹介議員 豊瀬 祖一君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三七二号 昭和三十八年一月二十日受理

元瀬戸内國官吏等の恩給に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下小路三

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第三九一号 昭和三十八年一月二十日受理

文部省に産業技術教育局設置に関する請願

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三九五号 昭和三十八年一月二十日受理

文部省に産業技術教育局設置に関する請願

紹介議員 成瀬 蠙治君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三九二号 昭和三十八年一月二十日受理

文部省に産業技術教育局設置に関する請願

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四一四号 昭和三十八年一月二十日受理

紹介議員 鈴木 寿君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願

請願者 埼玉県所沢市大字上新井八七ノ四旧軍属十年以上勤続者全国連合会所沢支部内 市川誠外

八名

紹介議員 上原 正吉君

徳一

十一人

三万四千五百人

三万五千九百九十九人

五百五十三人

二十四万三千九百二十三人

四万五千五百八十一人

三万四千五百七十七人

三万九千五百七十七人

三万九千五百九十九人

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

法律第百十三号) の一部を次のよう

に改正する。

第七条中「五千八百万円」を「六千

万円」に改める。

第八条中「四百二十万円」を「四百

七十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一

日から施行する。

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛厅設置法及び自衛隊法の一

部を改正する法律案

一、科学技術厅設置法の一部を改正する法律案

一、法務省設置法等の一部を改正する法律案

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案

一、文部省設置法の一部を改正する法律案

一、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

第七条第一項中「二十七万三千五百七十八人」を「二十七万五千三百九十三人」に、「二十七万五千三百九十一人」を「二十七万二千六人」に改め同条第二項中「三万三千二百九十一人」を「三万四千五百人」に、「三万五千九十七人」を「三万九千五百三十三人」に、「二十四万三千九百二十三人」を「二十四万五千五百八十一人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条中「自衛官」の下に

「予備自衛官」を加える。

第六十六条第二項中「二万九千人」を「二万五千人」に改める。

第六十九条の次に次の二条を加える。

（予備自衛官の呼称及び制服の着用）

第六十九条の二 予備自衛官は、その指定に係る自衛官の階級名に予備の文字を冠した呼称を用いることができる。

（予備自衛官の呼称及び制服の着用）

第六十九条の二 予備自衛官は、第七十一条に規定する訓練召集命令を受けて訓練に従事する場合においては、長官の定めるところに従い、制服を着用しなければならない。

備自衛官は次の各号の一に該当する場合には、長官の定めるところに従い、制服を着用することができる。

3 前項に規定するものほか、予

備自衛官は次の各号の一に該当する場合には、長官の定めるところに従い、制服を着用することができる。

一、自衛隊の行なら儀式その他の公

の儀式に参加する場合

別表十二中

別表十二中	大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所	和歌山市
大阪入国管理事務所和歌山港出張所	和歌山市	和歌山市

一
を

十二号、第十四号及び第十九号から第二十一号までの事務をつかさどる。

第四十九条第一項の表中二五
「九一六人」を「一六。〇三七人」に、
「六六、八六七人」を「六六、九八八
人」に改める。

（三） 国立青年の家の名称、位置及び
内部組織は、文部省令で定める。
第三十一条の表中「八二、五七六
人」を「八五、八七三人」に、「八

2

2
国際資料部においては、前項第十二号、第十四号及び第十九号から第二十一号までの事務をつかさ

第四十九条第一項の表中「一五、九一六人」を「一六、〇三七人」に、「六六、八六七人」を「六六、九八八

3 国立青年の家の名称、位置及び
内部組織は、文部省令で定める。
第三十一条の表中「八二、五七六

3

別表十二中		大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所		和歌山市	
同表高松入国管理事務所新居浜港出張所の項の次に次の一項を加える。		高松入国管理事務所松山港出張所		松山市	
同表広島入国管理事務所水島港出張所の項の次に次の一項を加える。		広島入国管理事務所名瀬港出張所		倉敷市	
同表下関入国管理事務所門司港出張所の項中「北九州市」に、同表下関入国管理事務所小倉港出張所の項中「小倉市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所八幡港出張所の項中「八幡市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所若松港出張所の項中「若松市」を「北九州市」に改め、同表鹿児島入国管理事務所名瀬港出張所の項の次に次の一項を加える。		鹿児島入国管理事務所和泊港出張所		鹿児島県大島郡和泊町	
第一條 法務省設置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十四号)の一部を次のよう改める。 附則中「一年」を「二年」に改める。		外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のよう改める。 附則中第二項を次のよう改め、第三項を削る。		大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のよう改める。 附則中「会計事務職員研修所」を「会計事務職員研修所と關稅中央分析所」に改める。 第十六条の四の次に次の一条を加える。 (關稅中央分析所)	
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中法務省設置法別表三から別表五までの改正規定、同法別表十一の改正規定及び同法別表十二の下関入国管理事務所の出張所に係る改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。		ア局に賃借部を、欧亜局に中東アフリカ部を置く。		第十六条の五 關稅中央分析所は、輸出入貨物に關し、高度の専門技術を要する分析を行なうとともに、分析に必要な試験、研究及び調査を行なう機関とする。	
外務省設置法の一部を改正する法律案		二十 外國に関する調査(他局の所掌に屬するものを除く。)を行ふこと。		第十二条第一項第十二号の次に次の一号を加える。 十二の二 文部省の所掌する防災に関する事務について連絡調整すること。	
外務省設置法の一部を改正する法律案		二十一 國際情勢の総合的な管理に関すること。		第十二条第二項中「前項第十一号」を「前項第九号」に改める。	
第七条に次の一項を加える。		第十五条の三の見出しを「国立青年の家」に改め、同条第一項及び第二項中「国立中央青年の家」を「国立青年の家」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。		第十九条第一項の表門司税關の項中「門司市」を「北九州市」に改める。	

第四十一回國會第四號中正譯

外務省設置法の一部を改正する法律

十九 調査事務の総合的管理に関すること。
二十 外国に関する調査（他局の所掌に属するものを除く。）を行うこと。
二十一 國際情勢の総合的な分析及びこれに必要な情報の収集に関するこ
と。第七条に次の一項を加える。

第十六条の五　關稅中央分析所は、輸出入貨物に關し、高度の専門技術を要する分析を行なうとともに、分析に必要な試験、研究及び調査を行なう機關とする。

2　關稅中央分析所は、横須賀市に置く。

3　關稅中央分析所の組織は、大蔵省令で定める。

第十七条第一項の表中臨時しよべ
脳事業審議会の項を削る。

第二十四条の表門司税關の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第十二条第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十二の一 文部省の所掌する防災に関する事務について連絡調整すること。

第十二条第二項中「前項第十一号を「前項第九号」に改める。

第二十五条の三の見出しを「(国立青年の家)」に改め、同条第一項及び第二項中「国立中央青年の家」を「国立青年の家」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第四項を削る。

第二条 法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のよう
に改正する。
第五条中第二項を次のように改め、
第三項を削る。
2 大臣官房に国際資料部を、アジ

改正する。
第十四条「会計事務職員研修所」を「会計事務職員研修所・関税中央分析所」に改める。
第十六条の四の次に次の一条を加える。
(關稅中央分析所)

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

鹿兒島入国管理事務所和泊港出張所	鹿兒島県大島郡和泊町	同表下闕入国管理事務所門司港出張所の項中「門司市」を「北九州市」に、同表下闕入国管理事務所小倉港出張所の項中「小倉市」を「北九州市」に、同表下闕入国管理事務所八幡港出張所の項中「八幡市」を「北九州市」に、同表下闕入国管理事務所若松港出張所の項中「若松市」を「北九州市」に改め、同表鹿兒島入国管理事務所名瀬港出張所の項の次に次の一項を加える。
鹿兒島入国管理事務所和泊港出張所	鹿兒島県大島郡和泊町	倉敷市

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

は、公布の日から施行する。
大蔵省本省の定員は、改正後の
大蔵省設置法第四十九条第一項の
規定にかかわらず、昭和三十八年九月三十日までの間は、一万六千四十四人とする。

大阪入国管理事務所和歌山港出張所	和歌山市	
同表高松入国管理事務所新居浜港出張所の項の次に次の二項を加える。	和歌山県海草郡下津町	に改め、
高松入国管理事務所松山港出張所	松山市	

第三十一条の表中「七八人」を「八〇人」に、「一、三七〇人」を「二、三四四人」に、「一、四四八人」を「一、五一四人」に改める。
（付則）

〔六六、八六七人〕を〔六六、九八八〕に改める。
附則第四項を削る。

第三十一条の表中「八二」、「五七六人」を「八五」、「八七三人」に、「八〇」、「四三六人」を「八三」、「六七五人」に、「五八三人」を「五九二人」に、「八三」、「一五九人」を「八六」、「四六五人」に改める。

第一回 内閣委員会會議録第一号

昭和三十八年二月十四日印刷

昭和三十八年二月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局